

平成26年度
横須賀市 障害とくらしの支援協議会
活動報告書

横須賀市 障害とくらしの支援協議会

平成27年6月

【目次】

- ◇ 平成 26 年度の障害とくらしの支援協議会（協議会）の活動内容
(P 2～P 19)
 - 1. 協議会の役割とその位置づけ等について (P 2～P 3)
 - 2. 平成 26 年度の協議会の活動方針の概要 (P 4)
 - 3. 平成 26 年度の協議会の活動成果の概要 (P 5～P 6)
 - 4. 全体会の概要及び開催状況等について (P 7～P 11)
 - 5. 実務者運営会議の概要及び開催状況等について (P 12～P 13)
 - 6. 個別支援調整会議の概要、開催状況及び活動成果等について (P 14～P 15)
 - 7. くらしを支える連絡会の概要、開催状況及び活動成果等について (P 16～P 18)
 - 8. ネットワーク連絡会の概要、開催状況及び活動成果等について (P 19～P 20)
 - 9. しごと支援会議の概要、開催状況及び活動成果等について (P 21～P 22)
 - 10. こども支援会議の概要、開催状況及び活動成果等について (P 23～P 25)

- ◇ 参考資料（表紙） (P 26)
 - 1. 地域生活を安心して続けるために「計画」を立てましょう (P 27～P 28)
 - 2. 障害福祉サービスのご案内 (P 29～P 32)
 - 3. 発達に心配のあるお子さんのサービス (P 33～P 36)
 - 4. サポートブック (P 37～P 48)
 - 5. 横須賀障害者福祉計画（第 4 期横須賀市障害福祉計画を含む）
策定にあたっての協議会の意見について (P 49～P 53)
 - 6. 協議会の設置要綱 (P 54～P 56)
 - 7. 協議会の傍聴に関する要領 (P 57～P 58)

平成26年度
横須賀市 障害とくらしの支援協議会

<活 動 内 容>

◇ 平成 26 年度の障害とくらしの支援協議会（協議会）の活動内容

1. 協議会の役割とその位置づけ等について

（1）役割・・・関係機関等の情報共有と地域の実情に応じた支援体制の整備

協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場である。

そこでは、地域における障害児者等の相談支援の個別事例を通じて明らかになった課題を共有し、個別事例から地域全体まで視野に入れた支援体制の整備につなげていくことが重要となる。

協議会では、こうした相談支援を軸とした取組みを着実に進めながら、障害当事者や家族とともに、障害児者の地域での生活を支える支援体制を確立させ、横須賀市と協働して障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指す必要がある。

（2）位置づけ・・・様々な地域の課題に対する柔軟な対応と情報発信の場

協議会は、行政も民間事業者も当事者等も障害児者に関係する人々が対等の立場にたち、行政主導ではなく、特定の分野に偏ることなく情報共有及び意見交換、事例検討を行う場であることが求められているため、社会福祉審議会のように、地方自治法に基づく市の附属機関として市長の諮問に基づく事項のみを検討する組織とするのではなく、様々な地域の課題に柔軟に対応できる組織としている。

一方、協議会は、市が附属機関として施策立案をするために専門的に設置する機関ではないが、そこで議論された事柄が実際に支援する現場で生かされるようにする必要がある。

そのためには、全体会等において障害当事者や家族、地域の支援者等も参画し、幅広く市内の現状や課題について共有化を図り、問題意識を高めることを通じて、横須賀市の障害児者の支援における情報発信の場としていくことが必要である。

（3）協議会と市の関係・・・協議会の委員として社会福祉審議会などに参加

協議会では、これまでも専門分科会の活動など、現場レベルの方方で協議を行うことを特徴の一つとしてきた。現場レベルで集まることで共通理解が生まれ、視野も広がり、協議で得られた学びや課題解決に向けた意見交換から、日常の実践や今ある関係機関との有機的な連携につなげていくことができたが、現実的には協議会の議論だけでは解決できない課題も出てきている。

市は協議会の設置主体であるとともに、協議会を構成する一員として、協議内容から、市として取り組むべき課題について役割を果たすよう取り組んできたが、従来のように協議会の中だけで完結する組織であることには限界があったといえる。

そこで、市の施策の全体や方向性を検討する際に、現場レベルの声を伝える方法として、社会福祉審議会等の委員に、従来のような委員の重複という形態ではなく、協議会の代表等が社会福祉審議会等の委員の一員として参加していく仕組みとしている。

一方で、社会福祉審議会や市内外の支援機関又は関係者に、協議会による現場の声を情報発信していくため、協議会としても、協議会で活動した内容、議論から出てきた解決できない課題やその方策について、本報告書を作成している。

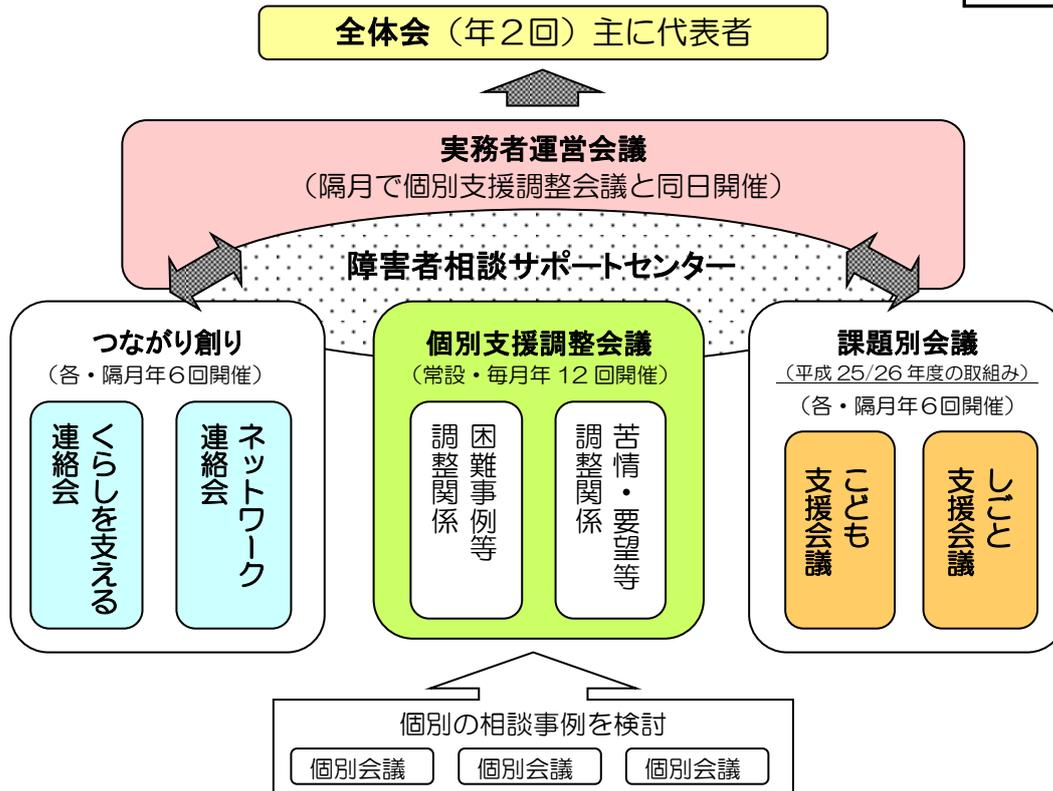
（4）協議会と市町村障害福祉計画との関係・・・市は協議会から意見聴取

平成 24 年 4 月 1 日の法改正により、「市町村は、協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。」とされたため、第 4 期市町村障害福祉計画（計画期間は平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間）の策定にあたって、平成 26 年 8 月に、本協議会から市に対し施策等に関する意見書を提出している。

なお、本市は、協議会等の意見も踏まえ、平成 27 年 2 月に同計画を策定している。

(5) 協議会の組織図

組織図



<全体会>

個別事例から地域全体までを視野に入れ、各連絡会・各会議の現況の報告を受け、その内容について意見交換し、協議する場。障害関係機関だけでなく、多くの福祉関係機関への周知を役割とする。

<実務者運営会議>

協議会の運営全般に関わり、各連絡会・各会議の進捗状況を把握し検討課題の抽出や進行管理を務めることを役割とする。

<障害者相談サポートセンター（4委託相談事業所）>

市の担当者と共に各部会・各会議の運営に直接関わり促進させる役割を負う。更に、将来的には基幹相談支援センター事業を担える相談支援者を育成することを目的とする。

<つながり創り>

障害当事者や家族、サービス提供事業所、相談支援事業所との定期的な会議開催等により、地域連携をより充実させライフステージ毎に切れ目のない支援を確立することを目的とする。

暮らしを支える連絡会は、平成24年度までのサービスの質を高めるワーキンググループと短期入所連絡会議を基盤に、在宅支援を支えるために、今ある資源の状況把握と有効活用など、具体的なサービス提供のあり方を検討する。

ネットワーク連絡会は、平成24年度までのネットワーク会議を基盤に、サービス提供事業所と相談支援事業所間による事例検討及び情報共有を通し、充実した関係作りを目指す。

<個別支援調整会議>

個別事例を扱うことのできる場として構成する。単なる事例検討ではなく、具体的な介入や解決を目指す。

困難事例等調整関係は、具体事例の対応を共有することで、そのノウハウを積み上げることにより支援者のスキルアップを図る。

苦情・要望等調整関係は、利用者の苦情等を受けた相談支援事業所とサービス提供事業所との間に障害福祉課が第三者役割を負うことで、より穏やかに前向きな解決調整を図る場とする。

<課題別会議>

つながり創りや個別支援調整会議の中で検討・解決を迫られている課題について、実務者運営会議がその解決の目的を明示して会議を設定する。⇒平成25年度・平成26年度については、しごと支援とこども支援の2課題とする。

こども支援会議は、平成24年度までの児童ワーキンググループを基盤に、新たに始まった児童発達支援等を踏まえ、関係機関との役割調整、地域のこども福祉マップの制作などを目指す。

しごと支援会議は、平成24年度までの就労支援分科会を基盤として、就労先の開拓や仕事の場づくりについての方策や関係機関が協働した取組みを検討する。

2. 平成26年度の協議会の活動方針の概要

- (1) 協議会は、平成25年度に引き続き、全体会、実務者運営会議、個別支援調整会議、つながり創り連絡会（くらしを支える連絡会、ネットワーク連絡会）、課題別会議（しごと支援会議、こども支援会議）を組織する。
- (2) 全体会では、各連絡会や各会議からの報告等によって、情報共有を行い、地域のネットワーク構築、支援体制の整備に向けた協議及び『障害者の権利擁護』をテーマとした研修会を12月に実施する。
- (3) 実務者運営会議では、各連絡会や各会議の進捗状況を把握し、検討課題の抽出や進行管理を努めることを役割としているが、直近の課題である平成27年3月末までに作成が必要なサービス等利用計画の進捗状況を把握すること（主にネットワーク連絡会）や地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターの設置に向けた検討（主に個別支援調整会議）を行う。
また、課題別会議の課題については、2年間の運営で進めてきたため、平成27年度以降の課題別会議の内容を検討していく。
- (4) 平成25年度の活動報告書については、協議会の成果として広く関係機関で共有し、多くの人に周知できるよう、市のホームページ等での公開も検討する。
また、報告書のうち、障害者施策への意見（障害福祉計画策定にあたっての協議会の意見）については、協議会会長が、社会福祉審議会委員として、社会福祉審議会障害者福祉専門分科会において設置される「障害者福祉計画等検討部会」での具体的な検討作業の場で活用していく。

3. 平成26年度の協議会の活動成果の概要

【関係機関等による情報共有と地域の実情に応じた支援体制の整備についての協議】

平成26年度の協議会の活動としては、全体会（2回、研修会1回）、実務者運営会議（7回）、個別支援調整会議（12回）、つながり創り連絡会として、くらしを支える連絡会（6回、活動企画3回）及びネットワーク連絡会（6回）、課題別会議として、しごと支援会議（6回）及びこども支援会議（6回）を開催し、関係機関等による情報共有と地域の実情に応じた支援体制の整備などについて協議した。

全体会では、職場定着支援員としてボランティアを組織化する部分に関して、定年退職世代を地域社会に引き込むための企画である「ひくてあまたのお父さんプロジェクト実行委員会」を活用すべきであること、こども支援会議で検討している「サポートブック」に関して、市のフォーマルなツールとして浸透させていくべきであること、などの意見が出された。

実務者運営会議では、「基幹相談支援センターのあり方」について、実務者運営会議が中心となって、相談支援事業者だけでなく、当事者・家族やサービス提供事業者など、様々な立場の人たちの意見を聴いて、検討していく方向性を決定した。

また、平成27年度以降の「課題別会議」については、「サポートブック」を使用したモデル事業を実施する必要があるため、引き続き、「こども支援会議」を設置することとした。

なお、各連絡会・各会議の具体的な活動成果については、次のとおり。

＜困難事例検討会議での事例の振り返り＞

個別支援調整会議において、今まで検討した事例の振り返りを実施し、困難事例のタイプを分類（本人の状況・家族の状況・社会の状況・相談支援専門員の力量）し、課題を検討した。

＜基幹相談支援センターの基礎案の検討＞

個別支援調整会議において、指定特定相談支援事業所の参加を得て、相談支援の現状（委託相談支援事業所と指定特定相談支援事業所の役割、計画相談支援への対応状況など）について意見交換を行った結果、基幹相談支援センターに求められるものについて、それぞれの事業所の考え方に大きな違いがあることが浮き彫りとなった。

また、「基幹相談支援センターのあり方」を検討するにあたっては、行政を含めた相談支援機関の役割分担や相談支援のあり方を明確にする必要があることが確認された。

＜金銭管理支援について＞

くらしを支える連絡会において、年間を通して、全3回の活動企画を実施し、延べ134名の参加を得た。今までオープンな議論が難しいという印象があった日常的な金銭管理支援の事例を取り上げることで、成功事例や悩みを支援者同士が共感・共有することができた。

また、実際に金銭管理支援を行うにあたっては、一つの機関だけでなく、日頃の支援者等と協同をすること、複数の目でのチェック機能が果たせるネットワークが大切であることが確認された。

＜計画相談支援等の周知に向けた取り組み＞

ネットワーク連絡会において、サービス等利用計画を作成する意義やセルフプランに関する課題を検討し、共有した。また、計画相談支援の周知が課題として挙がったため、計画相談支援等の周知に向けてリーフレットを作成（参考資料のP27～P36参照）し、障害児者関係機関に配布した。

＜企業情報（主に実習情報）の共有化について＞

しごと支援会議において、「障害者が就労に至るまでの課題、いかに障害者を就労に結びつけることができるのか」という課題に対して、「企業情報（主に実習情報）の共有化」について、共有化する目的、その情報を集約する一覧の項目、管理・運営方法等について検討を行い、概ね内容を固めることができた。

今後、しごと支援会議での議論の内容を踏まえて、よこすか就労援助センターが主催する一般就労に関する「ネットワーク会議」の場にて、実際の情報共有を行っていくこととした。

＜サポートブックの作成と活用について＞

こども支援会議において、「関係機関での情報共有の仕組みづくり」「教育と福祉と家庭の連携・つながりづくり」といった課題を解決するため、「サポートブック（関係者間での情報共有や連携、つながりづくりに活用できる情報共有ツール）」の作成に取り組んだ。

平成26年度については、「サポートブック」の様式の作成（参考資料のP37～P48参照）に取り組むとともに、「サポートブック」の周知・活用・フォローの方法についても検討した。

なお、作成した「サポートブック」が、それを活用する保護者や支援者にとって、取り組みやすく、使いやすいものでなければ浸透しないため、広く活用される「サポートブック」に育てていくための改良・検証期間が必要という共通認識に至った。

このため、平成27年度から、「サポートブック」活用のための「モデル事業」を、こども支援会議で実施し、「サポートブックの使い勝手・記載内容」、「保護者の記入の負担・支援者等による協力の負担」、「活用場面、メリット・デメリット」等について、ライフステージごと（未就学 ⇒ 小・中・高 ⇒ 進路先）に検証することとなった。

【市町村障害福祉計画策定にあたっての協議会の意見】

平成26年8月に、本協議会から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第3項の規定に基づき、市に対して、「横須賀障害者福祉計画（第4期横須賀市障害福祉計画を含む）策定にあたっての協議会の意見について」を提出した（参考資料のP49～P53参照）。

協議会から出された施策に対する意見のうち、「基幹相談支援センターの設置」、「ライフステージに応じた支援の引き継ぎの必要性」、「出生時から関わることのできる市の保健師などによる良きつなぎ役（コーディネーター）への期待」、「単独型短期入所の増設の必要性」、「グループホームの設置か所数の増加」、「教育と福祉の連携の強化」、「職場定着支援の充実」、「特例子会社・就労継続支援A型事業所・障害者雇用を行う企業及び就労移行支援事業所の誘致による就労の機会を提供する場や就労に結びつける場の増加」、「法人後見の積極的な推進の必要性」などの「キーワード」が、「横須賀障害者福祉計画（第4期横須賀市障害福祉計画を含む）」の「第3章 障害者施策の課題及び施策の方向」の中の記述として盛り込まれた。

【市のホームページ等による情報発信】

平成25年度の協議会の活動報告書やネットワーク連絡会で作成したサービス等利用計画作成の周知のためのリーフレットなどを、市のホームページに掲載した。

4. 全体会の概要及び開催状況等について

【全体会の概要】

| | |
|-------------|--|
| 役割 | 個別事例から地域全体までを視野に入れ、各連絡会・各会議の現況の報告を受け、その内容について意見交換し、協議する場。 障害関係機関だけではなく、多くの福祉関係機関への周知を役割とする。 |
| 回数 | 年2回 |
| 委員構成 | 横須賀・三浦障害保健福祉圏域自立支援協議会、横須賀市障害関係施設協議会、児童系サービス事業所、横須賀・三浦作業所連絡会、神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会 横須賀・三浦ブロック、居宅介護事業所、横須賀グループホーム連絡会、障害者施策検討連絡会、障害当事者（たけのこ会）、障害者相談サポートセンター、就労系サービス事業所、よこすか障害者就業・生活支援センター、横須賀商工会議所、横須賀市社会福祉協議会、横須賀市民生委員児童委員協議会、横須賀市障害福祉相談員連絡会、神奈川県立武山養護学校、横須賀市療育相談センター、神奈川県鎌倉保健福祉事務所、横須賀市児童相談所、健康部保健所健康づくり課、こども育成部こども青少年支援課、教育委員会学校教育部支援教育課、福祉部障害福祉課 |
| 事務局 | 福祉部障害福祉課 |

【全体会の開催状況】

| | 開催日 | 内 容 |
|-----|-------------------|---|
| 第1回 | 平成26年 5月26日(月) | <ul style="list-style-type: none"> * 平成25年度 協議会活動報告書について * 平成26年度の協議会の取り組みについて * 各連絡会・各会議の活動状況について * 障害者相談サポートセンターの活動報告について * 計画相談支援等の進捗状況について * 意見交換 |
| 研修会 | 平成26年 12月8日(月) | <ul style="list-style-type: none"> * 主に協議会を構成する地域の関係機関の職員を対象にした「障害者の権利擁護」の研修会を実施 * 障害者虐待防止のための各事業所の取り組み内容について、事例紹介を通して、パネルディスカッション形式の研修を実施 |
| 第2回 | 平成27年 3月27日(金) | <ul style="list-style-type: none"> * 各連絡会・各会議の活動報告について * 権利擁護研修会の報告について * サービス等利用計画等の進捗状況について * 横須賀障害者福祉計画策定にあたっての協議会の意見について * 意見交換 |

【全体会での主な意見（要旨）】

| | 内 容 |
|-----|--|
| 第1回 | <ul style="list-style-type: none"> * しごと支援会議の活動成果の中で、職場定着支援事業の定着支援員としてボランティアを組織化する部分については、定年退職世代を地域社会に引き込むための企画として、「ひくてあまたのお父さんプロジェクト実行委員会」というものが立ち上がっているのも、そういったものを活用することも考えられると思います。 * 障害福祉計画策定にあたっての協議会の意見の中の「権利擁護の充実」の部分で、「社会福祉協議会を中心に法人後見を推進していく」との内容があります。実は、社会福祉協議会は、以前、法人後見を行っていましたが、市と協議した時に、市の福祉部局内での検討の結果、社会福祉協議会で法人後見を担ってもらう必要はないとのことでした。 特に、当時は、障害福祉課として、法人後見を必要としないという話があった中で、社会福祉協議会における法人後見が打ち切られたという状況がありました。 今、状況が変わったということであれば、社会福祉協議会としても検討する準備はありますが、市との協議の中で、法人後見を一度止めたという経過があるため、この点を踏まえて提案してもらえればと思います。 * 協議会の各会議等の構成メンバーの中に、居宅介護事業所が意外と少ないと感じています。障害者の在宅ケアを実際に担っているのは、居宅介護事業者だと思うので、構成メンバーの中で、居宅介護事業所の割合を増やした方が良いと思います。 * こども支援会議の活動状況の所で、生涯一貫した計画作りや情報共有の仕組み作りに関する部分で、ライフステージが移り、支援機関が変わる際の「保護者の聞き取りの負担軽減」と記載がありました。今後、こども支援会議の中で検討しながら、くらしを支える連絡会との共有を行い、進めていくとのことですが、長い期間こどもを支援している方との情報共有も含めて、なるべく早く行ってほしいと思います。 当事者家族として、できるだけことは協力していきたいと思ったり、施策検討連絡会の教育分科会でも、一昨年度、支援シートについて提案している経緯もあるので、そういう部分も利用してほしいと思います。 * 支援シートだけでは、あまり役立つ情報が書かれていませんが、今まで積み上げてきた学校間の経緯が分かるので、これを持続しつつ、こどもの頃から何回も同じことを言わないといけないという無駄を省いて、役立つものができれば良いと思います。 |
| 第2回 | <ul style="list-style-type: none"> * 「ネットワーク連絡会」の名称を「相談支援ネットワーク連絡会」に変えるということですが、ネットワーク連絡会の大きな意味は、いろいろな事業所が集まり、ネットワークを作って、いろいろな問題を共有しながら、障害者のサポートを行っていくことだと思います。 確かに、相談支援事業所が中心となることは分かりますが、実際のネットワークの仕事においては、作業所や生活介護事業所、居宅介護事業所など、現場に近い事業所が集まってネットワークを作っていくと思います。それがネットワーク連絡会の一番大きな意味だと思います。 * 計画相談支援が入ってきて、色々な事業所がそれぞれ動いてきて、つながってきていると思います。もともとネットワーク連絡会は、顔の見える関係やお互いの理解を深めるという所がきっかけでした。これは提案ですが、相談支援ネットワークとしないで、支援のためのネットワークとしたらどうでしょうか。相談とつけてしまうと、すごく色が出てしまうので、相談を核にした中での支援ネットワークという形で、この連絡会のある意味を継続していくことができると感じました。 * 3つほどあります。1つ目は、サポートブックのことです。全国でもこういった取り組みをしていますが、運用を考えていくと、上手いかわからない理由がいくつかあると思います。 なぜかと言えば、これが市のフォーマルなツールだと位置付けされない限り、浸透しないと思いますし、管理や更新といった問題を家族に任せたら、活用されないと思います。 2つ目は、サービスの内容についてです。情報の共有という点で、ネットワークの重要性は分かりますが、一体となるサービスの量と担保していく質が伴わないと、情報の共有がされても、本当にくらしの豊かさにつながるか分からないと思います。 3つ目は、それぞれの会議の報告の中では、横須賀市内の課題がどういうことなのかが見えませんでした。私たちは福祉の業界にいるので、分かる部分がありますが、協議会の取り組みが、横須賀市民の皆さんに理解できるような内容として、発信しないといけないと思います。もっと、課題が明確な内容で発信しないと、専門的な人が集まる話し合いで終わってしまうと思います。 |

最後に、権利性のことを取り上げてほしいです。権利条約の内容でも、障害のある人たちが、地域でくらししていく権利性のことをどうとらえていくのか、全てのことに共通していくと思います。権利性の立ち上げを、協議会の中で議論してほしいという印象を受けました。

- * サポートブックが、どうしたら市のフォーマルな形になっていくのかと思います。こども支援会議の検討の中では、母子手帳のような形は良いですね、との意見がありました。大切なことはそれぞれ違う立場の中で、コンセンサスを作ることだと思います。この協議会の報告書などをホームページで見られるようになったら良いね、という議論の中で、ホームページにアップできたことだけでも前進していると思いますし、そういうふうに少しずつ進んでいるのが、障害とくらしの支援協議会だと認識しています。
- * サービス等利用計画の代替プランについては、ご本人やご家族に分からない制度ですので、窓口に来た時に、どういうプランなのか、是非整理して頂けると良いと思います。セルフプランについては、福祉事業所が、実際利用している方に対して、もっと応援しても良いのはと思います。そして、行政の窓口は、支給決定する窓口でもあるので、セルフプランで、というよりは、代替プランで、といった、分かりやすい仕組みがあったほうがありがたいという意見です。
- * 障害者福祉計画の短期入所について感じたことですが、これからは、単独型の短期入所事業所が増えてこなければならぬという記載があり、具体的な数値目標は平成27年度に1か所だけとあります。これで将来的な展望が見えてくるのかと、少し考えてしまいます。
- * 今回の全体会の資料の中で、例えば、個別支援調整会議の役割には、単なる事例検討ではなく、具体的な介入や解決を目指すとはありますが、協議会の目的として、個々の課題を解決することを目指すのではなく、横須賀市における体制作りを検討することが、大事だと思います。役割と実態をすり合わせないといけない時に、この協議会の意味が、市民にとって分かるような書き方でないといけないと思います。協議会の役割は何であるかを表現することが大事であり、課題の抽出を明確にしないと、見えないのではないかと感じました。
- * サービス等利用計画についてですが、ただ計画を作成すれば良いということではないと思います。サービス等利用計画の意味が利用者やご家族に伝わっているのか、サービス等利用計画が利用者にとって必要なものになっているのか、ということも大事だと思いました。相談の質も、これから問われてくると思います。モニタリングやその進行管理も含めて、この協議会の中できちんと認識して、考える場面は必要だと感じています。
- * サービス等利用計画を、自分の利用しているサービス事業所の法人が運営する相談支援事業所の相談支援専門員が作成することが多いと思います。現状は仕方ないと思いますが、一段落したら整理して頂いて、なるべく本人やご家族の思いを伝えることのできる相談支援専門員に、サービス等利用計画を作成して頂ける体制作りを事業所や職員を増やしていくことも含めて、考えていく必要があると思います。もう一つは、成年後見制度を利用するにあたっては、もう少し丁寧な説明が必要だということも、もっと認識したほうが良いと思います。説明会や講演会などに参加していますが、メリットばかり語られて、デメリットの話が全然出てこないことが多いです。奪われてしまう権利も多いので、丁寧な取り組みをお願いしたいと思います。
- * こどもの部分に関して、障害者福祉計画の記載に具体性がないと感じています。比較をすると、他の部分には、「これを作ります」や「このように取り組みます」という記載があるのに、こどもの部分は「期待されます」という曖昧な表現になっています。構造の中で、柔軟性を持って、それぞれの機関が持っている機能を有効にまとめていく作業が、ここで欠けていることに残念に感じました。敢えて言わせて頂くと、「教育と福祉の連携」よりも「子育てと障害の連携」をどういうふうに進めていくのかと思いました。

【研修会（障害者の権利擁護研修会）の概要】

＜目 的＞ 障害者支援施設、地域作業所、障害福祉サービス事業所等に携わる職員を対象に、障害者に対する権利擁護について正しい知識と意識の高揚を図るために、障害者の権利擁護にかかるシンポジウムを開催した。

＜開催日時＞ 平成26年12月8日（月） 18時から20時

＜開催場所＞ ヴェルクよこすか 6階 ホール

＜参加者＞ 98名（前回は129名）

＜対象者＞ 市内の障害者支援施設、地域作業所、障害福祉サービス事業所、指定相談事業所等の職員、養護学校、行政職員、企業等、障害とくらしの支援協議会委員

＜研修内容＞ パネルディスカッション
* 各支援機関の取り組み内容
* 事例紹介
* その他

＜講師＞ ○ コーディネーター
* 社会福祉法人 心の会
衣笠障害者相談サポートセンター相談室「あすなろ」 顧問 小野 克彦 氏

○ パネリスト
* 横須賀市 福祉部 障害福祉課
地域生活支援係 係長 高畑 誠
* 社会福祉法人 湘南アフタケア協会
神奈川後保護施設 施設長 加藤 尚 氏
* 社会福祉法人 横須賀市社会福祉事業団
横須賀市立福祉援護センター 第2かがみ田苑 主査 荒木 基哉 氏
* 医療法人社団 聖ルカ会
パシフィック・ホームヘルパーステーション 管理者 渡辺 敦子 氏

＜概 要＞

◇ 各パネリストからの発表（一部抜粋）

【障害福祉課 高畑係長】

- ・平成26年度より地域生活支援係を権利擁護担当として位置付けた。
- ・国、神奈川県、横須賀市の障害者虐待の状況について報告。

【湘南アフタケア協会 加藤施設長】

- ・施設の概況説明。
- ・取り組みとして、全職員を対象にアンケート形式による障害者の権利擁護や施設内虐待に対する意識調査を行った。具体的には、最初に全国社会福祉協議会のチェックリストを使用。
- ・次に、普段施設の中で感じていることをチェック項目に盛り込んだ法人オリジナルのチェックリストを使用した。
- ・アンケートの集計結果をもとに講評を行い、その結果を踏まえ各職場でミーティングを開催し、その結果を各職場の責任者からレポートを提出させた。

【かがみ田苑 荒木主査】

- ・ 事業所の概況説明。
- ・ 取り組みとして、虐待防止のポスターを事務室内に掲示。
- ・ 人権研修や虐待防止研修に参加後は、スタッフ会議等の時間を使い、内容を周知。
- ・ ヒヤリハットシートの活用。
- ・ 学生実習生やボランティアを積極的に受け入れることにより、外部の目を入れている。
- ・ 虐待の疑いがあると横須賀市に通報された知的障害者への対応について、事例内容を報告。
- ・ 課題として、福祉経験がない職員スタッフへの人権の意識付けに苦慮している。

【パシフィック・ホームヘルプステーション 渡辺管理者】

- ・ 事業所の概況説明。
- ・ 取り組みとして、権利擁護や障害の理解等に関する事業所内での研修を年6回以上開催。
- ・ 情報の共有やカンファレンスの開催。
- ・ サービス提供者であるヘルパーの話を傾聴する。
- ・ 親子で精神疾患がある利用者に対する支援について、事例内容を報告。
- ・ 課題として、障害の中でも特に精神障害が困難と感じている。また、ヘルパーの高齢化や人員不足。状態に即した関わりや病状変化の把握、対応などを居宅介護事業所が担っていることがある。

◇ 質疑応答（一部抜粋）

Q：（加藤氏へ）チェックシートを導入しようと思ったきっかけは？

A：研修を行うことで職員への意識付けを行い、それぞれの立場で気づいてくれたらとの思いで行った。

Q：（加藤氏へ）職員の反応はどうだったか？

A：チェックシートを通して、虐待と感じる場面が7割くらいあると、職員は気づいている。慣れ合いが虐待になる場合があることに気づいて欲しかった。

Q：（荒木氏へ）市から連絡があって、職員の受け止め方はどうだったか？

A：市より虐待の通報を受けた時は、正直ショックだった。利用者や職員のケアも必要で、一人の問題とせずに、事業所全体の問題としてとらえた。今日の研修で、事業所として行った支援を伝える機会があったことは良かったととらえ、今後の支援に結びつけられたら良いと思う。

Q：（渡辺氏へ）相談支援事業所が少ないとのことだが、どのような感じだと良いと思うか？

A：利用者を中心において、各関係機関が囲めると良い。居宅介護事業所が、利用者支援の全てを担っていることがある。また、相談支援専門員が少なく忙しいこともあり、訪問に来て業務的な関わりで終わってしまい、事務的対応に追われていて寄り添う時間がないと利用者から聞かされる。そういったことがないように、相談支援事業所が少しでも増えたらと思う。

5. 実務者運営会議の概要及び開催状況等について

【実務者運営会議の概要】

| | |
|-------------|---|
| 役割 | 協議会の運営全般に関わり、各連絡会・各会議の進捗状況を把握し、検討課題の抽出や進行管理を務めることを役割とする。 |
| 回数 | 年6回 |
| 委員構成 | 全体会 会長・副会長、個別支援調整会議 副コーディネーター、 くらしを支える連絡会 会長・副会長、ネットワーク連絡会 会長・副会長、 しごと支援会議 座長・副座長、こども支援会議 座長・副座長、 指定管理者（横須賀市立福祉援護センター かがみ田苑）、障害者相談サポートセンター |
| 事務局 | 健康部保健所健康づくり課、福祉部障害福祉課 |

【実務者運営会議の開催状況】

| | 開催日 | 内 容 |
|-----|--------------------|---|
| 第1回 | 平成26年 4月10日（木） | <ul style="list-style-type: none"> * 平成25年度 協議会活動報告書（案）の検討について * 今後の実務者運営会議の進め方について |
| 第2回 | 平成26年 5月19日（月） | <ul style="list-style-type: none"> * 平成25年度 協議会活動報告書（案）の検討について * 各連絡会・各会議の活動状況について * サービス等利用計画等の進捗状況について * 平成26年度 第1回全体会の議題について |
| 第3回 | 平成26年 7月28日（金） | <ul style="list-style-type: none"> * 平成26年度 第1回全体会の報告について * 各連絡会・各会議の活動状況について * サービス等利用計画等の進捗状況について * 活動報告書の取扱いと障害者福祉計画等検討部会の報告について |
| 第4回 | 平成26年 9月25日（木） | <ul style="list-style-type: none"> * 各連絡会・各会議の活動状況について * 障害者の権利擁護研修会について * サービス等利用計画等の進捗状況について * 障害者福祉計画等検討部会の報告について |
| 第5回 | 平成26年 11月25日（火） | <ul style="list-style-type: none"> * 各連絡会・各会議の活動状況について * 障害者の権利擁護研修会について * サービス等利用計画等の進捗状況について * 障害者福祉計画等検討部会の報告について * 平成27年度以降の協議会のあり方について |
| 第6回 | 平成27年 1月27日（火） | <ul style="list-style-type: none"> * 各連絡会・各会議の活動状況について * 障害者の権利擁護研修会の報告について * 平成26年度 第2回全体会の内容について * 平成27年度以降の協議会のあり方について * サービス等利用計画等の進捗状況について * 障害者福祉計画等検討部会の報告について |
| 第7回 | 平成27年 3月13日（金） | <ul style="list-style-type: none"> * 各連絡会・各会議の活動状況について * サービス等利用計画等の進捗状況について * 横須賀障害者福祉計画策定にあたっての協議会の意見について * 平成27年度以降の協議会のあり方について * 平成26年度 第2回全体会の内容について |

【実務者運営会議での主な決定事項】

- * 実務者運営会議での議論の結果、基幹相談支援センターのあり方については、実務者運営会議を中心に検討することになった。

実務者運営会議での検討にあたっては、相談支援事業者だけでなく、家族やサービス提供事業者など、様々な立場の人たちの意見を聴いていくこととなった。

また、個別支援調整会議では、基幹相談支援センターのあり方についての基礎案を作成し、実務者運営会議に対して提出することとなった。

- * 平成27年度以降の「課題別会議」については、サポートブック（障害のある児童の支援に係る情報共有ツール）を使用したモデル事業を実施する必要があるため、引き続き「こども支援会議」を設置することとした。

また、「しごと支援会議」については、職場定着支援や企業情報の共有化といった課題について、よこすか就労援助センターを中心とした「職場定着支援事業の実施」や「ネットワークの構築」により、一定の解決を図ることが期待できるため、「課題別会議」としての設置は行わないこととした。

なお、「しごと」に関する協議や連携の場は必要であるため、「つながり創り」の中に、新たに「しごと支援連絡会」を設置することとした。

6. 個別支援調整会議の概要、開催状況及び活動成果等について

【個別支援調整会議の概要】

| | |
|-------------|---|
| 役割 | 個別支援調整会議は、個別事例を扱うことのできる場とする。障害者相談サポートセンターの相談支援専門員と市障害福祉課のケースワーカーが対応困難事例、人権擁護に関わる事例等について、具体的な対応を協議することを目的とする。また、具体事例の対応を共有し、経験を積み上げることにより、支援者のスキルアップを図る。 基幹相談支援センターとしての運営や成年後見制度の推進、市障害者虐待防止センターのあり方についても検討課題としていく。 |
| 回数 | 年12回（常設会議として毎月開催） |
| 委員構成 | 田浦障害者相談サポートセンター、久里浜障害者支援センター ゆんるり、衣笠障害者相談サポートセンター 相談室「あすなる」、よこすか障害者地域活動支援センター アメグスト |
| 事務局 | 福祉部障害福祉課 |

【個別支援調整会議の開催状況】

| | 開催日 | 内 容 |
|----------------|--------------------|--|
| 第1回 (第11回) | 平成26年 4月16日(水) | * 平成25年度 協議会活動報告書(案)の検討について * 平成26年度の取り組みについて * 苦情・要望等のためのケース会議 * 困難事例検討(アメグスト) |
| 第2回 (第12回) | 平成26年 5月21日(水) | * 苦情・要望等のためのケース会議 * 困難事例検討(田浦) * 実務者運営会議(5月19日開催)の報告 |
| 第3回 (第13回) | 平成26年 6月18日(水) | * 苦情・要望等のためのケース会議 * 困難事例検討(あすなる) * 基幹相談支援センター(案)について |
| 第4回 (第14回) | 平成26年 7月16日(水) | * 基幹相談支援センター(案)について * 苦情・要望等のためのケース会議 * 困難事例検討の方法について |
| 第5回 (第15回) | 平成26年 8月20日(水) | * 苦情・要望等のためのケース会議 * 困難事例検討(ゆんるり) * 情報交換(相談支援の現状と課題について)ほか |
| 第6回 (第16回) | 平成26年 9月17日(水) | * 基幹相談支援センターについて * 横須賀市の相談支援事業の現状と課題 (パネリスト2名、グループワーク) |
| 第7回 (第17回) | 平成26年 10月15日(水) | * 苦情・要望等のためのケース会議 * 困難事例検討(アメグスト) |
| 第8回 (第18回) | 平成26年 11月19日(水) | * 苦情・要望等のためのケース会議 * 困難事例検討(田浦) * 今後の個別支援調整会議のスケジュールについて (基幹相談支援センターの構想、困難事例検討の振り返り) |
| 第9回 (第19回) | 平成26年 12月17日(水) | * 苦情・要望等のためのケース会議 * 基幹相談支援センターの業務内容 * 平成27年度以降の協議会のあり方 |
| 第10回 (第20回) | 平成27年 1月21日(水) | * 苦情・要望等のためのケース会議 * 困難事例検討の振り返り(18事例) |
| 第11回 (第21回) | 平成27年 2月18日(水) | * 基幹相談支援センターについて (指定特定相談支援事業所参加) |
| 第12回 (第22回) | 平成27年 3月18日(水) | * 苦情・要望等のためのケース会議 * 困難事例検討(障害福祉課) * 平成27年度からの個別支援調整会議について |

※ 開催回数は、平成26年度の回数(括弧内の回数は、平成25年度からの通算の回数)。

【平成 26 年度の活動成果】

◇ 困難事例検討会議について

- * 困難事例検討が 2 年目に入り、1 回 2 事例から 1 事例とした。
そのことで 1 事例をより深く検討できるようになった。
- * 第 10 回では、今まで検討した 18 事例の振り返りを実施。
困難事例のタイプを分類（本人の状況・家族の状況・社会の状況・相談支援専門員の力量）し、課題を検討した。

◇ 苦情・要望等調整関係のためのケース会議について

- * 市虐待防止センターの受付から対応、その後の動きがわかるようになった。
- * 報告し合うことで、問題の提起や把握となった。

◇ 基幹相談支援センターの基礎案について

- * 第 6 回、第 11 回で、指定特定相談支援事業所の参加を得て意見交換を行った。
- * 第 11 回では、相談支援の現状（委託相談支援事業所と指定相談支援事業所の役割、計画相談の状況）の話し合いがされた。
- * 基幹相談支援センターに求められるものについて、質問や意見を出し合うことで、それぞれの事業所の求めることが浮き彫りになってきた。

<意見（抜粋）>

- ・基幹相談支援センターはじめ、相談支援の全体のイメージができてにくい。
- ・委託相談事業所が充分機能していないのではないか。
- ・他の市町村の基幹相談支援センターの情報も得たい。

<求めるもの（抜粋）>

- ・相談支援事業所（一人職場も多い）が、支援や計画相談で悩むことの、スーパーバイザーや共同。
- ・短期入所の空きベッドの把握
- ・自立支援協議会を含めた様々会議の整理、調整（同じメンバーで似た内容も多い）
- ・新規事業所の立ち上げの際のノウハウを含めたバックアップ
- ・事業所同士のつなぎ
- ・事業所の稼働状況の把握

【今後の取り組みについて】

- * 平成 27 年 4 月～6 月で個別支援調整会議としての基礎案を作成し、実務者運営会議に提出。
原案作成は実務者運営会議に依頼することとする。

「基幹相談支援センター構想」スケジュール（案）（最短案）

平成 27 年度

- | | |
|-------------------------|----------------|
| 平成 27 年 4 月～6 月 | 個別支援調整会議で基礎案作成 |
| 平成 27 年 7 月～平成 28 年 3 月 | 実務者運営会議で原案作成 |

平成 28 年度

- | | | |
|-----------------|---------|---------|
| 平成 28 年 4 月～8 月 | 全体会にて確認 | 立案及び予算化 |
|-----------------|---------|---------|

平成 29 年度

設置

7. くらしを支える連絡会の概要、開催状況及び活動成果等について

【くらしを支える連絡会の概要】

| | |
|-------------|---|
| 役割 | <p>くらしを支える連絡会は、平成 24 年度までの「サービスの質を高めるワーキンググループ」と「短期入所連絡会」を基盤に、平成 25 年度から新たに「つながり創り」の一連絡会として組織された。</p> <p>くらしを支える連絡会では、在宅支援を支えるために、今ある資源の状況把握と有効活用など、具体的なサービス提供の在り方を検討する。</p> |
| 回数 | 年6回（奇数月に隔月で開催） |
| 委員構成 | <p>障害者相談サポートセンター、短期入所事業所等、指定管理者（横須賀市立福祉援護センター かがみ田苑）、障害当事者・家族（障害者団体連絡協議会、横須賀の福祉を推める会）、居宅介護事業所、横須賀・三浦作業所連絡会、横須賀グループホーム連絡会、医療機関、学識、健康部保健所健康づくり課、横須賀市児童相談所。</p> <p>ただし、協議を円滑に進めるため、構成員は常時参加するコアメンバーを限定させ、その他の関係者等は、協議の状況や必要に応じて、適宜、参加依頼を行うこととしている。</p> |
| 事務局 | 福祉部障害福祉課 |

【くらしを支える連絡会の開催状況】

| | 開催日 | 内 容 |
|-------------|--------------------|--|
| 第1回 | 平成26年 5月13日(火) | <ul style="list-style-type: none"> * 平成25年度 第2回全体会の報告 * 平成25年度 くらしを支える連絡会の活動振り返り * 平成25年度 協議会活動報告書（案）の検討 * 平成26年度 くらしを支える連絡会の方向性について |
| 第1回 活動企画 | 平成26年 7月8日(火) | <p><テーマ> くらしを支えるための「金銭管理支援」の構築 ～ 課題の共有と解決に向けて ～</p> <ul style="list-style-type: none"> * 障害種別や事業種別を超えて、障害のある人のくらしの質に大きな影響を及ぼす金銭管理支援の実態と課題について、グループワークにより意見交換を行った。 |
| 第2回 | 平成26年 7月14日(月) | <ul style="list-style-type: none"> * 平成26年度 第1回全体会の報告 * 平成26年度 くらしを支える連絡会の方向性アンケート結果報告 * 第1回くらしを支える連絡会 活動企画報告 * 今後の活動企画の進め方について |
| 第3回 | 平成26年 9月11日(木) | <ul style="list-style-type: none"> * 情報共有（支援シート）について * 短期入所について（現状共有） * 活動企画（金銭管理支援）について * 今後の活動企画の進め方について |
| 第2回 活動企画 | 平成26年 10月16日(木) | <p><テーマ> くらしを支える『金銭管理支援』 ～ 成年後見人とあんしんセンターの実際を知る ～</p> <ul style="list-style-type: none"> * 成年後見制度・日常生活自立支援事業に関わる支援者による実践報告により、制度理解を促進するとともに、金銭管理支援の実際を、関係者で共有した。 |
| 第4回 | 平成26年 11月21日(金) | <ul style="list-style-type: none"> * 第2回活動企画の報告 * 情報共有（支援シート）について * 短期入所について（現状共有） * 今後の活動企画（金銭管理支援）について |
| 第5回 | 平成27年 1月23日(金) | <ul style="list-style-type: none"> * 第3回活動企画（金銭管理支援）について * 情報共有（支援シート）について * 短期入所について（現状共有） * 平成27年度 くらしを支える連絡会について |

| | | |
|-------------|-------------------|--|
| 第3回 活動企画 | 平成27年 2月10日(火) | <p><テーマ> 暮らしを支える『金銭管理支援』 ～ 本人に寄り添った金銭管理支援をするために ～</p> <p>* 本人の金銭管理を実際に支援している事例を通して、障害のある人が主体的に金銭管理することへの支援を、グループワークにより関係者で共有し、金銭管理支援の質の向上を図った。</p> |
| 第6回 | 平成27年 3月3日(火) | <p>* 第3回活動企画（金銭管理支援）について</p> <p>* 情報共有（支援シート）について</p> <p>* 短期入所について（現状共有）</p> <p>* 平成27年度 暮らしを支える連絡会について</p> |

【平成 26 年度の活動成果】

* 平成 26 年度は、最初に、①年間通して金銭管理について活動企画で取り組むこと、②以前から課題としていた短期入所・情報共有のための支援シートについて連絡会で共有することとしていた。

* ①については、全3回の活動企画を実施し、延べ134名の参加があった。今までオープンな議論が難しいという印象があった金銭管理について、事例を通して、関係者等で情報共有と支援の方向性が確認出来たことが大きな成果である。

特に、金銭管理にまつわる制度の理解を通し、制度にすき間があることや、金銭管理支援が日常的に必要なことへの共通認識が持てたことが大きい。

金銭管理支援は、本人らしい生き方を支援するための手段の一つであり、日常的に金銭管理支援に関わっている事例を共有すること、そこでの成功事例や悩みを支援者同士が共感・共有することが出来た。

そのことで、実際に金銭管理支援の手掛かりを得ることが出来た。それは、一つの機関だけではなく、日頃の支援者等との協同をすること、そして複数の目でのチェック機能が出来るネットワークが大切であるということだった。

* ②短期入所については、昨年度と課題は変わらず、利用希望者は多い状況であった。

しかし、新たに緊急的な身元不明者の受け入れ時の感染症の問題や、未就学時の利用希望、身体障害者の施設に知的障害の方を受け入れる際の戸惑い、短期入所利用時の移動支援の課題が挙がっていた。

平成 26 年度に、市内に短期入所施設が増えたことで、連携しながら行っているという話もあり、市内の短期入所事業所の繋がりが深まっていることが分かった。

平成 27 年度は、単独型短期入所の新設もあり、市内の短期入所の受け入れ枠は増える予定である。

情報共有のための支援シートについては、こども支援会議で作成されたサポートブックの内容を共有し、本連絡会で協力出来る内容について、随時検討をした。

【今後の課題について】

* 平成 26 年度は、一つの課題を通年で取り組んだことにより、その課題について、より踏み込んだ話が出来た。

* 具体的な解決策の検討までには至らなかったが、活動企画などを通して、支援者間が共通課題を共に考える機会となった。また、そのことにより、ネットワークの基盤が出来つつあることが認識できた。具体的な解決策に向け、今後さらに活動企画の様な機会を活用し、ネットワークの基盤を構築して行く必要がある。

* 本人らしく生活することを地域で支えるためには、こうしたネットワークを基盤として、支援者等が関わるのが大切である。

しかし、そのネットワークの核はどこが担うのか、また支援をしていく上で、各事業所が自分たちの役割を超えた部分の支援（のりしろ）が必要になる場面があり、その部分については、横の連携を活用しながら役割分担を行ったうえで支援が出来る仕組み作りが、具体的な課題として挙げられた。

* 短期入所については、平成 27 年度に受け入れ枠は増えるが、そのことにより、改めて短期入所の受け入れ方や短期入所中の移動支援のありかた等について、再検討が必要である。

* 情報共有（サポートブック）については、平成 27 年度以降も、こども支援会議の進捗を確認しながら、大人になっても活用が出来る様に、検討をしていく必要がある。

* 地域の課題の抽出やそれに向けた課題を検討する上で、日頃の支援者やご家族からの話を聞ける場が大切である。また日頃の関わりの中で悩みを抱えている支援者が多く、それを共有する場も大切である。そのためにも、活動企画を行うことが、今後も必要である。

そして、現状把握している課題について、もっと議論を深め、それを積み上げ、解決に向けていくことも必要である。

8. ネットワーク連絡会の概要、開催状況及び活動成果等について

【ネットワーク連絡会の概要】

| | |
|------|--|
| 役割 | ネットワーク連絡会は、平成24年度までの「ネットワーク会議」を基盤に、サービス提供事業所と相談支援事業所間による事例検討及び情報共有を通し、充実した関係作りを目指す。 |
| 回数 | 年6回（偶数月に隔月で開催） |
| 委員構成 | 障害者相談サポートセンター、指定相談支援事業所等、生活介護事業所、障害当事者・家族（障害者団体連絡協議会、横須賀の福祉を推める会）、横須賀・三浦作業所連絡会、横須賀市障害関係施設協議会 |
| 事務局 | 福祉部障害福祉課 |

【ネットワーク連絡会の開催状況】

| | 開催日 | 内 容 |
|-----|--------------------|---|
| 第1回 | 平成26年 4月30日（火） | <ul style="list-style-type: none"> * 自己紹介 * 平成25年度 第2回全体会の報告 * 平成25年度 協議会活動報告書（案）の検討 * 計画相談支援の進捗状況について * 平成26年度の取り組みについて |
| 第2回 | 平成26年 6月17日（火） | <ul style="list-style-type: none"> * 平成26年度 第1回全体会の報告 * 計画相談支援の進捗状況について * サービス等利用計画を作成する上での工夫について（グループワーク） <ul style="list-style-type: none"> I 「サービス等利用計画の意義について」 II 「サービス等利用計画を作成する上で、どのような工夫をしているか」 III 「個人情報の取り扱いについて」 |
| 第3回 | 平成26年 8月19日（火） | <ul style="list-style-type: none"> * 計画相談支援の進捗状況について * セルフプランの今後の方向性について * 計画相談支援リーフレットについて * 計画相談支援Q&Aの作成に向けて |
| 第4回 | 平成26年 10月21日（火） | <ul style="list-style-type: none"> * 計画相談支援の進捗状況について * 計画相談支援リーフレットについて <ul style="list-style-type: none"> ～ 第3回ネットワーク連絡会以降の動きについて ～ ～ リフレットについて（グループワーク） ～ * 計画相談支援Q&Aについて |
| 第5回 | 平成26年 12月16日（火） | <ul style="list-style-type: none"> * 計画相談支援リーフレットについて * 計画相談支援の進捗状況について * 来年度のネットワーク連絡会の方向性について |
| 第6回 | 平成27年 2月17日（火） | <ul style="list-style-type: none"> * 計画相談支援の進捗状況について * 今年度のネットワーク連絡会のまとめ * 来年度のネットワーク連絡会の方向性について |

【平成 26 年度の活動成果】

平成 26 年度は、年度末までに、サービス利用者に対してサービス等利用計画を作成する必要があるため、「サービス等利用計画を作成するための工夫」、「セルフプランの活用について」を中心に検討することを決定し、取り組みを進めてきた。活動の成果については以下の通り。

◇ 横須賀市の計画相談支援の進捗状況の共有（第 1 回～第 6 回）

- * 計画相談支援の進捗状況を 2 か月毎に、事務局より報告した。
- * 厚生労働省や、神奈川県など、計画相談支援に関する情報提供を行った。

◇ 計画相談支援の周知に向けた取り組み（第 3 回～第 5 回）

- * サービス等利用計画を作成する意義や、セルフプランに対する課題を検討し、共有した。
- * 計画相談支援の周知が課題として挙げられたため、計画相談支援の周知に向けてリーフレットを作成し、障害児者関係機関に配布した。

◇ 計画相談支援に関する情報共有（第 1 回～第 5 回）

- * サービス等利用計画の作成の工夫について共有した（訪問の日程調整や説明の工夫など）
- * 事務局より計画相談支援についての横須賀市における運用等の質問を取りまとめ、情報提供を行った。

【平成 27 年度の取り組みについて】

平成 27 年度は、「支援ネットワーク連絡会」と名称を改め、相談支援機関の役割分担などの地域の相談支援体制のあり方やサービス等利用計画等の効果的な推進方法を検討するとともに、地域の相談支援機関とサービス提供事業所等との連携や支援力の向上を図る目的で、連絡会を開催する。

具体的な内容については、①連携（相談支援事業所間、相談支援事業所とサービス提供事業者の情報共有や連携のあり方など）②サービス等利用計画と個別支援計画のリンクについて、2つのテーマを取り組むこととしている。

9. しごと支援会議の概要、開催状況及び活動成果等について

【しごと支援会議の概要】

| | |
|------|---|
| 役割 | しごと支援会議は、平成 24 年度までの「就労支援分科会」を基盤として、就労先の開拓や仕事の場づくりについての方策や関係機関が協働した取り組みを検討する。 |
| 回数 | 年6回（奇数月に隔月で開催） |
| 委員構成 | 障害者相談サポートセンター、よこすか就労援助センター、横須賀公共職業安定所、横須賀商工会議所、神奈川県立武山養護学校、神奈川県立岩戸養護学校、就労移行支援事業所、障害当事者・家族（障害者施策検討連絡会） |
| 事務局 | 福祉部障害福祉課 |

【しごと支援会議の開催状況】

| | 開催日 | 内 容 |
|-----|--------------------|---|
| 第1回 | 平成26年 5月8日（木） | <ul style="list-style-type: none"> * 座長の選出について * 平成25年度 協議会活動報告書（案）の検討 * 平成26年度の活動方針等の検討について |
| 第2回 | 平成26年 7月10日（木） | <ul style="list-style-type: none"> * 平成26年度 第1回全体会の報告 * 企業情報の共有化について |
| 第3回 | 平成26年 9月10日（水） | <ul style="list-style-type: none"> * 実習先の情報の共有化について |
| 第4回 | 平成26年 11月13日（木） | <ul style="list-style-type: none"> * 企業情報の共有化について * しごと支援会議のあり方について |
| 第5回 | 平成27年 1月14日（水） | <ul style="list-style-type: none"> * 実習情報の共有化について * しごと支援会議のあり方について |
| 第6回 | 平成27年 3月5日（木） | <ul style="list-style-type: none"> * 企業情報（主に実習情報）の共有化について * 今年度のまとめについて * しごと支援会議のあり方について |

【平成 26 年度の活動成果】

- * 前年度までの議論を確認し、平成 26 年度の活動テーマについて検討を行ったところ、平成 24 年度以前の就労支援分科会の際に、課題として挙げられていた「障害者が就労に至るまでの課題、いかに障害者を就労に結びつけることができるのか」というテーマを基に、「就職先（実習先）の情報共有化」をテーマに検討を行うことになった。
- * 第 2 回では、「企業情報の共有化」についてのアンケート調査結果を基に、どういった企業情報が必要か、どういった機関が情報を管理すべきか、どういったルールが必要か、情報を共有する範囲、現時点で考えられる課題等について、それぞれ検討を行った。
- * 第 3 回では、「実習先の情報の共有化」についてのアンケート調査結果を基に、どういった実習先の情報が必要か、現在、持っているまたは必要と思われる情報のうち、関係機関で共有できるものはどのようなものか、実習先企業との具体的な実習依頼の方法などについて、それぞれ検討を行った。

- * 第4回では、第3回までの議論を踏まえて作成した事務局案を基に、現時点で各支援機関が持っている企業情報をシートに集約することや職場定着支援のためのネットワーク会議を活用して企業情報を管理する方法、企業情報をどのように活用していくか、といった内容について検討を行った。

各委員からは、企業側が求める人材が分かると良いのではないかと、シートに集約する際に、ガイドラインみたいなものがあると記載しやすいのではないかと、支援者にとって実習先の開拓をする負担が減るのではないかと、といった意見が挙がった。

その中で、この企業情報の位置づけとして、「目的は、就労支援する機関をサポートするツールであること」、「使われ方は、情報を持たない支援機関が企業と実習に関してアプローチするために活用する」ということを確認した。

- * 第5回では、第4回までの議論を踏まえて作成した事務局案を基に、実習情報を共有化する目的、情報を集約するシートの項目や情報の管理・運営方法等について、検討を行った。

第4回での検討を通して、企業情報から実習情報に特化した形で案を作成したが、各委員からは、実習情報に限らず、企業情報の中で共有化できる情報を集約したほうが良いのではないかと、雇用形態や勤務条件等の待遇面に関わる情報は必須ではないのか、といった意見が挙がった。

- * 第6回では、第5回までの議論を踏まえて作成した事務局案を基に、企業情報（主に実習情報）を共有化する目的、その情報を集約する一覧の項目、管理・運営方法等について、検討を行い、概ね内容が固まった。

今後は、就労援助センターが主催する「ネットワーク会議」での連絡会の場にて、情報共有を行う予定。

【平成27年度の取り組みについて】

平成27年度からは、「しごと支援連絡会」と名称を改め、企業情報の共有化による就労先の開拓や就労後の職場定着支援などの一般就労に対する支援や受注機会の拡大などによる福祉的就労の場の充実について検討するとともに、地域の障害者就労施設と就労支援機関の連携や支援力の向上を図ることを目的に行うこととしている。

なお、委員構成については、平成26年度中に新規に立ち上げた就労移行支援事業所や県の障害者就労相談センター（障害者しごとサポーター）、福祉的就労の場としての就労継続支援B型事業所や地域活動支援センター等、幅広い関係機関に参加依頼を行うことも検討している。

このしごと支援会議の2年間では、一般就労に特化して、検討を行ってきたため、今後は障害者優先調達法に関連した受注機会の拡大など、福祉的就労の場を含めて、「しごと」を幅広い視点で捉えた検討を行う予定としている。

10. こども支援会議の概要、開催状況及び活動成果等について

【こども支援会議の概要】

| | |
|-------------|--|
| 役割 | <p>こども支援会議は、平成 21 年度から開始したサービス分科会「児童ワーキンググループ」としての活動を基盤に、平成 25 年度から新たに課題別会議として組織されている。</p> <p>これまでも障害児への具体的支援や障害児を取り巻く環境、障害児サービスに関する様々な課題を挙げ、意見交換・協議を行ってきたが、平成 25・26 年度の 2 年間で障害児に関する具体的な課題を検討し、課題解決することを目指している。</p> |
| 回数 | 年6回（偶数月に隔月で開催） |
| 委員構成 | <p>障害者相談サポートセンター、神奈川県立武山養護学校、神奈川県立岩戸養護学校、横須賀市立養護学校、居宅介護事業所、児童系サービス事業所、横須賀市療育相談センター、横須賀市児童相談所、こども育成部こども青少年支援課、こども育成部こども健康課（南健康福祉センター）、教育委員会学校教育部支援教育課</p> |
| 事務局 | 福祉部障害福祉課 |

【こども支援会議の開催状況】

| | 開催日 | 内 容 |
|-----|--------------------|--|
| 第1回 | 平成26年 4月21日（月） | <ul style="list-style-type: none"> * 平成25年度 第2回全体会の報告 * 平成25年度 こども支援会議の活動の振り返り * 平成25年度 協議会活動報告書（案）の検討 * 今年度の活動の方向性について |
| 第2回 | 平成26年 6月16日（月） | <ul style="list-style-type: none"> * 平成26年度 第1回全体会の報告 * 平成25年度 協議会活動報告書の確認 * 前回までの振り返り * 情報共有のしくみづくりに向けたグループワーク |
| 第3回 | 平成26年 8月18日（月） | <ul style="list-style-type: none"> * 第3回実務者運営会議を踏まえての報告 * 前回までの振り返り * 事前課題アンケートの報告 * 情報共有のしくみづくりに向けたグループワーク * 来年度以降の協議会の組織の方向性について |
| 第4回 | 平成26年 10月20日（月） | <ul style="list-style-type: none"> * 前回までの振り返り * 情報共有のしくみづくりに向けたグループワーク |
| 第5回 | 平成26年 12月22日（月） | <ul style="list-style-type: none"> * 前回までの振り返り * 情報共有のしくみづくりに向けて <ul style="list-style-type: none"> ～ 具体的な中身・スタイルの微調整 ～ ～ 周知活用・フォローの方法の検討 ～ * 次年度以降の、こども支援会議の協議会での位置づけ・あり方 |
| 第6回 | 平成27年 2月16日（月） | <ul style="list-style-type: none"> * 前回までの振り返り * サポートブックの中身の確定 * モデル事業への引き継ぎ方法の検討 <ul style="list-style-type: none"> ～ 次年度以降の、こども支援会議の協議会での位置づけ・あり方を含む ～ |

【平成 26 年度の活動成果】

<課題>

- ① 関係機関での情報共有の仕組みづくり
- ② 教育と福祉と家庭の連携・つながりづくり

平成 26 年度は、全 6 回の会議を通して、関係者間での情報共有や連携、つながりづくりに活用できる情報共有ツール（サポートブック）の作成に取り組んだ（①、②の一体的な課題解決を目指した）。

◇ 情報共有ツールが必要な背景

<保護者の聞き取り負担>

子どもに関わる支援機関が増えるたび、また、ライフステージが移り、支援機関が変わるたびに保護者は聞き取りを受け、子どもの幼少期のことから繰り返し同じことを話さなければならず、負担が大きい。

<親亡き後の心配>

本人の生活の全容（成育歴、支援過程、お金等）を保護者しか把握しておらず、保護者が元気なうちから、記録があることによって取り除ける将来の不安を少しでも軽減する。

将来の年金受給申請や障害者手帳取得を希望した時、サービス利用が必要になった時等、成長過程の記録があると助かる。

<関係者間で一貫性のある支援・情報共有・連携が課題>

一人の子どもの生活を、家庭・学校のみならず、福祉事業所、行政など様々な支援機関によって支えている場合が多く、その子を取り巻く関係者間で、一貫性のある支援や情報共有・連携のあり方が課題である。

各々の支援機関では、個別の支援計画や必要な情報を各々作成・保有している現状のため、幼少期から現在、将来へとつながる福祉的な視点での柱となる共通の情報ツールがない。（支援シートは、主として教育的な視点で、教育現場でのこれまでの取組や評価、さらに、その子どもの現在の重点課題に対する今後の学校における指導・支援の方向性を示し、本人・保護者を中心とした、ライフステージに沿った継続的な支援を目的に作成している。）

◇ こども支援会議で目指すサポートブック

教育・福祉・家庭をつなぎ、関係者間で支援の方向性を共有するツール

小さい頃からの記録を積み上げていくことによって、ライフステージが移っても引き継いでいけるもの。

本人や保護者から支援者へ、思いや大事にしたいこと・その子を表すエピソードなどを伝えられる形であり、また、支援者間で教育・福祉などの立場や視点の違いを超えて、その子の支援の方向性を共有する、その一助となるもの。

信頼関係や安心、生涯一貫した支援につながることを目指す。

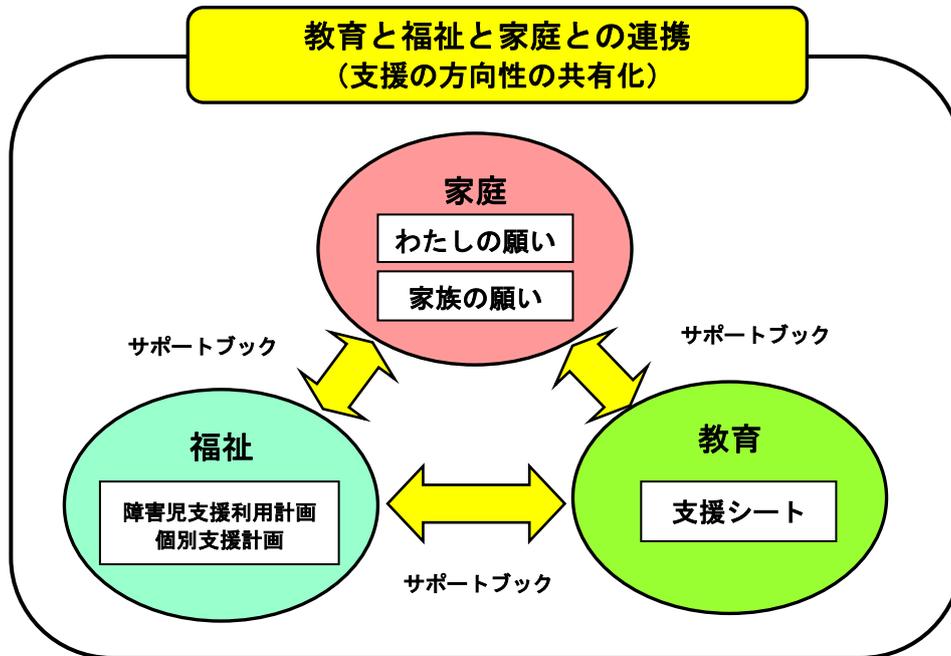
<本人の5・6割のイメージがつかめる情報量>

子どもは、日々成長するため、できるようになることが増えたり、好きなこと・苦手なことが変わっていく。

サポートブックの内容は、記入時点での、その子の全体像を理解するための参考となるものである。

受け入れる支援機関は、子どもとその保護者をしっかりと受け止め、ニーズに応じた支援をするために、信頼関係を築きながら、必要な情報は各支援機関で聞き取る姿勢も大切にする。

支援場所によって必要性が異なる情報や詳細なアセスメントについては各機関で行うことが前提。



◇ 活用に向けて

サポートブックの周知・活用・フォローの方法を検討する中で、作成したサポートブックが、それを活用する保護者や支援者にとって、取り組みやすく、使いやすいものでなければ浸透しないため、広く活用されるサポートブックに育てていくための改良・検証期間が必要という共通認識に至った。

本格運用の前の改良準備期間として、平成27年度からサポートブック活用のためのモデル事業をこども支援会議で実施し、「サポートブックの使い勝手・記載内容」、「保護者の記入の負担・支援者等による協力の負担」、「活用場面、メリット・デメリット」等、ライフステージごと（未就学 ⇒ 小・中・高 ⇒ 進路先）に検証することを考えている。

【今後の課題について】

平成25年度・26年度の課題別会議としてのこども支援会議の取り組みは終了したが、児童期や成人移行期におけるライフステージに応じた適切な支援や地域の教育と福祉と家庭の連携のための仕組みづくりを目指して、平成27年度以降も活動していくことが必要である。

具体的には、平成27年度からモデル事業を1年半～2年間かけて実施・検証し、サポートブックが広く活用されるしくみを整えていく。また、それと併せて、教育と福祉と家庭の具体的な連携方法について、サポートブックと支援シートの併存や有効な活用方法を検討する。

平成26年度
横須賀市 障害とくらしの支援協議会

<参考資料>

1. 地域生活を安心して続けるために「計画」を立てましょう

ちい きせいかつ あんしん
地域生活を安心して
つづ けいかく
続けるために「計画」
た
を立てましょう。



～サービス等利用計画の作成のご案内～

サービス等利用計画・障害児支援利用計画とは？

障害福祉サービス受給者証や通所受給者証を持っている人や、これからサービスを使う人が、地域で安心して生活を続ける上で必要となる、さまざまなサービスを上手に使うためにつくる計画です。平成24年4月より、障害福祉サービス（または児童通所支援）を利用する人すべてが、利用計画をつくることになりました。

どうやって、利用計画を作成するの？

- ①指定特定相談支援事業者と、相談支援を受けるための契約をします。
(別紙の指定特定相談支援事業者一覧から、好きなところを選べます)
 - ②どんなサービスを使いたい、どんな生活をしたいか、相談支援専門員とお話します。
 - ③相談支援専門員が、サービス等利用計画案（または障害児支援利用計画案）をつくります。
- ※サービス等利用計画・障害児支援利用計画をつくるために、お金はかかりません。

指定特定相談支援事業者・相談支援専門員とは？

指定特定相談支援事業者は、①利用計画の作成 ②利用するサービス提供事業者との連絡調整 ③利用計画の定期的な見直しを行う役割があります。相談支援専門員は、指定特定相談支援事業を行っている相談支援事業所に所属し、主に上記の3つの相談支援を行います。

とろりようけいかく
サービス等利用計画Q&A



Q1. 指定特定相談支援事業者と
どうやったら契約ができますか？

A1. まずは、お電話やFAXで「サービス等利用計画を作成したい」とお伝えください。
後日、ご自宅へ伺わせていただいたとき、
サービスの内容や契約についてご説明します。



Q2. どうやって指定特定相談支援事業者を選ぶと良いですか？

A2. 今までに相談したことがある相談支援事業所、家から近いところ・・・などご希望の事業所をお選びください。
「どの事業者にお願ひしたら良いのか分からない」などの理由でお困りの場合には、市役所へお問い合わせください。
指定特定相談支援事業者との連絡調整などの支援を行います。



Q3. 計画をつくると、どんな良いことがありますか？

A3. 相談支援事業所が、サービス内容の説明や、あなたに合ったサービスの組み合わせを提案します。
また、計画に基づいて、関係者（家族、地域、サービス事業者、学校など）が情報共有することで、同じ目標を持って支援を行うことができます。



障害福祉サービスの利用・サービス等利用計画についてのご相談・お問い合わせは
横須賀市役所 福祉部 障害福祉課

(TEL) 046-822-8249 (FAX) 046-825-6040

横須賀市・横須賀市障害とくらしの支援協議会

2. 障害福祉サービスのご案内

しょうがいふくし あんない ～障害福祉サービスのご案内～

しょうがいふくし ○障害福祉サービスとは

しょうがいしゅうごうしえんぽう ちと しょうがい しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい ほつたつしょうがい
障害者総合支援法に基づき、障害（身体障害・知的障害・精神障害・発達障害）のある人、難病の人が、安心して地域で自立した生活を送ることができるよう、一人ひとりの障害状況や生活状況に応じて利用できるサービスです。

しょうがいふくし ぜんこくきょうつう きちん たいきょう じりつ しえんきゅうら
「障害福祉サービス」は、全国共通の基準で提供される「自立支援給付」と、しちやうそん ちいき とくせい こくりよ たいきょう ちいきせいけつしえんじぎょう の2つに分かれています。しょうがいふくし しょうがい ぶつしゆ かいごほけんせいど りよう ばあい は、介護保険サービスによる利用が優先されます。

1. サービスを利用できる人

- ＊ しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい ほつたつしょうがい ひと
身体障害や知的障害、精神障害や発達障害のある人
- ＊ 難病等により一定の障害がある人（国の定める疾患）

2. 利用者負担

りようしゅふたん げんそく しょうがい しょうがい しょうがい しょうがい しょうがい しょうがい
利用者負担は、原則としてサービス利用料の1割です。サービス利用者の所属する世帯（障害のある人や難病の人、及び配偶者）の所得に応じた区分により、負担上限月額が設定され、それ以上の負担がかからない仕組みになっています。

そうざんしえんじぎょうしよ そうざん りようしゅふたん
(相談支援事業所への相談に利用者負担はありません)

| しょうたくくぶん 所得区分 | たいしやう ひと 対象となる人 | げつがくらんじやうげんがく 月額負担上限額 |
|------------------|---|--------------------------|
| せいけつほご 生活保護 | せいけつほご にせたい ひと 生活保護世帯の人 | 0円 (負担はありません) |
| ていしやうとく 低所得 | しみんぜいひかぜいせたい ひと 市民税非課税世帯の人 | 0円 (負担はありません) |
| いっばん 一般1 | しみんぜいかぜいせたい しょうたくわり ばんえんみまん ひと 市民税課税世帯（所得割16万円未満）の人 ※1 | 9,300円 |
| いっばん 一般2 | じやうぎがい ひと 上記以外の人 | 37,200円 |

- ※1 しみんぜいかぜいせたい にやうしよしせつりようしや さいいじやう きやうどうほいかつえんじりようしや
市民税課税世帯で入所施設利用者（20歳以上）、共同生活援助利用者は、「一般2」となります。

3. 障害のある人・難病の人が使えるサービス

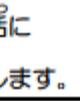
障害福祉サービス（自立支援給付・地域生活支援事業）、横須賀市独自事業など、さまざまなサービスを組み合わせて利用することができます。

自立支援給付は、主に介護の支援を受ける「介護給付」と、訓練の支援を受ける「訓練等給付」があり、サービスを利用するまでのプロセスが異なります。

| 家や、外出するときのサービス | | 給付の種類 |
|-------------------------|---|-------|
| 居宅介護 (ホームヘルプ) | ヘルパーが家に来て、身の回りのお手伝いをします。 ●身体介護 食事、トイレ、入浴のお手伝いなど ●家事援助 調理、掃除、洗濯など ●通院等介助・通院等乗降介助 通院時の介助、公的手続きのお手伝いなど  | 介護給付 |
| 重度訪問介護 | ヘルパーが重い障害のある人の家に来て、日常生活や、外出のお手伝いをします。  | |
| 同行援護 | 視覚障害がある人に、外出先での代筆や代読、移動時の誘導などのお手伝いをします。  | |
| 行動援護 | 重い障害があり、危険回避などが難しい人にヘルパーが付き添い、外出のお手伝いをします。  | |
| 移動支援 (ガイドヘルプ) | ヘルパーが付き添い、外出のお手伝いをします ●施設通所や余暇外出など  | |

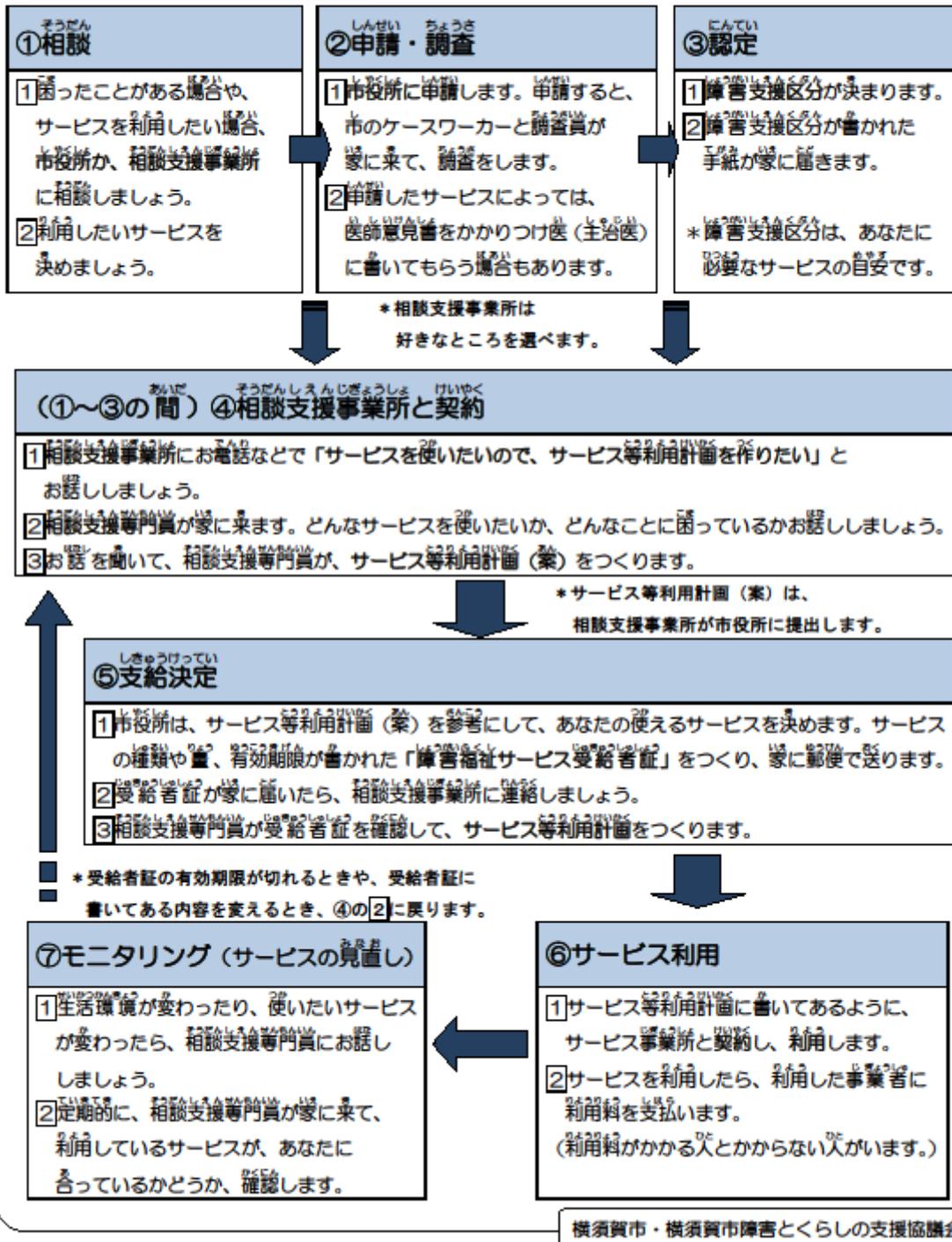
| 住むサービス | | 給付の種類 |
|----------------------------|--|-------|
| 施設入所支援 | 日常生活の支援を受けながら、施設で暮らすことができます。  | 介護給付 |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 障害のある人が、アパート等の集合住宅で一緒に暮らします。世話人が日常生活のお手伝いをします。  | 訓練等給付 |
| 宿泊型自立訓練 | 知的障害や精神障害のある人が、施設に入所しながら、地域生活を行う上で必要な訓練をします。  | |

| とまるサービス | | きゅうら しゆらい 給付の種類 |
|-------------------------------|--|--|
| たんきにゅうしほ 短期入所 (ショートステイ) | かぞくにようじがあるときなど、施設に短い間 入所し、泊まることができます。 |  かいごきゅうら 介護給付 |

| にっちゅうかよ 日中通うサービス(介護・訓練・仕事) | | きゅうら しゆらい 給付の種類 |
|------------------------------------|--|---|
| せいかつかいご 生活介護 | しょうがい ひと にっちゅうかつどう さんか 障害のある人が、日中活動に参加します。 ●にゅうよく トイレ、しょくじ さぎょう 入浴、トイレ、食事、作業など |  かいごきゅうら 介護給付 |
| りょうようかいご 療養介護 | おも しょうがい ひと にゅういん いりよう 重い障害のある人が、入院して医療ケアを う ながら、にちじょうせいかつ しんかん 受けながら、日常生活の支援が受けられます。 |  |
| じりつくんれん 自立訓練 (機能訓練) | しんたいしょうがい ざんびょう ひと からだ 身体障害や難病の人が、身体をうまく うご 動かすことができるよう、訓練をします。 |  |
| じりつくんれん 自立訓練 (生活訓練) | ちてきしょうがい せいしんしょうがい ひと ちらいま せいかつ 知的障害や精神障害のある人が、地域での生活に こま 困らないように、身の回りのことをする訓練をします。 |  |
| しゅうろういこうしえん 就労移行支援 | きぎょう しゅうしょく するための くんれん 企業に就職するための訓練をします。 しごとさが 仕事探しの相談もできます。 |  くんれんとうきゅうら 訓練等給付 |
| しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援 A型(雇用型) | いっばんきぎょう しゅうろう ひと きぎょういがい 一般企業での就労は難しい人が、企業以外の ばしょ 場所で雇用契約を結び、働きます。 |  |
| しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援 B型(非雇用型) | いっばんきぎょう しゅうろう ひと きぎょういがい 一般企業での就労は難しい人が、企業以外の ばしょ 場所でサポートを受けながら働きます。 |  |
| ちいきかつどうしえん 地域活動支援 センター ※2 | しょうがい ひと にっちゅうかつどう さんか 障害のある人が、日中活動に参加します。 ●スポーツ、レク、さぎょうなど |  ちらいませいかつ 地域生活 しんかんじぎょう 支援事業 |
| にっちゅういちじしえん 日中一時支援 | かぞくにようじがあるとき、施設で一時的に過ごす ことができます。 |  |
| ちいきさぎょうしよ 地域作業所 ※2 | しょうがい ひと にっちゅうかつどう さんか 障害のある人が、日中活動に参加します。 |  よこすかし 横須賀市 どくじじぎょう 独自事業 |

※2 ちいきかつどうしえん ちいきさぎょうしよ しやくしよ しんげいてつづ
地域活動支援センターと地域作業所は、市役所での申請手続きはありません。

4. サービス利用の流れ



横須賀市・横須賀市障害とくらしの支援協議会

3. 発達に心配のあるお子さんのサービス

発達に心配のあるお子さんのサービス

障害のあるお子さんや、発達に心配のあるお子さん（療育が必要と診断されたお子さん）は、児童福祉法・障害者総合支援法による福祉サービスを利用することができます。

このパンフレットは、サービスの内容や費用、申請方法をご案内いたします。

1. サービスの種類について

| 児童福祉法のサービス（障害児通所支援） | |
|---------------------|--|
| 児童発達支援 （未就学児） | 日常生活における動作を習得したり、集団生活に慣れるための支援を受けることができます。  |
| 放課後等デイサービス （就学児） | 学校の放課後や休みの日に、生活能力向上のための訓練や、余暇活動の提供を受けることができます。  |

| 障害者総合支援法のサービス（障害福祉サービス） | | 児童区分 |
|-------------------------|---|-------------|
| 居宅介護 （ホームヘルプ） | ヘルパーが家に来て、ご家族による介助のお手伝いをします。 ●身体介護 入浴のお手伝いなど ●通院等介助・通院等乗降介助 通院時のお手伝いなど  | 児童区分 1～3 |
| 行動援護 | 重い障害があり、危険回避などが難しいお子さんにヘルパーが付き添い、外出のお手伝いをします。  | 児童区分3 ※1 |
| 短期入所 （ショートステイ） | 家族に用事があるときなど、施設に短い間入所し、泊まることができます。  | 児童区分 1～3 |

※1 児童区分調査に加えて、行動援護の調査を行い、該当したお子さんのみ利用できます。

| 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業） | |
|-------------------------|--|
| 移動支援(ガイドヘルプ) | ヘルパーが付き添い、外出のお手伝いをします。●余暇外出など  |
| 日中一時支援 | 家族に用事があるとき、施設で一時的に過ごすことができます。  |

2. サービス利用の流れ

障害児通所支援の利用を希望する場合、サービス利用申請前に児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所を見学し、相談を行ってください。

サービス利用申請時の持ち物

- ・印鑑
 - ・療育が必要と判断できる資料（障害者手帳、個別療育プログラムなど）
 - ・健康保険証（※2）
 - ・課税（所得）・非課税証明書（※3）
- （後日提出）
- ・障害児支援利用計画（障害児通所支援、障害福祉サービスを利用する場合）

1. サービス利用申請 場所：市役所障害福祉課

市のケースワーカーが、お子さんの生活状況や病歴、児童区分の聞き取り調査を行います。後日提出された、障害児支援利用計画（案）の内容を確認し、通所受給者証もしくは障害福祉サービス受給者証を発行します。

2. 障害児支援利用計画の作成 ※4 場所：ご自宅

相談支援事業所（3ページ）へお問い合わせいただき、後日相談支援専門員がご自宅へ訪問します。相談支援事業所と契約し、相談支援専門員とご家族で、お子さんの心身の状況や生活状況、サービス利用の希望を相談しながら、障害児支援利用計画（案）を作成します。（障害児支援利用計画の作成に利用者負担はありません）

3. サービス提供事業所と契約・利用開始

市役所から通所受給者証もしくは障害福祉サービス受給者証がご自宅へ郵送されます。受給者証が届いたら、サービス提供事業所と契約し、利用開始となります。

○サービスの利用日数を変更するときや、新たなサービスの利用を希望する場合は、変更申請を行う必要があります。契約した相談支援事業所へお問い合わせください。

※2 医療型児童発達支援を利用する場合（市内はひまわり園の肢体不自由児クラスのみ）

※3 平成27年1月2日以降に市外から横須賀市へ転入した方

※4 移動支援・日中一時支援など、地域生活支援事業のみ利用する方は不要です。

3. 利用者負担

利用者負担は、原則としてサービス利用料の1割です。世帯の所得に応じて負担上限月額が設定され、それ以上の負担がかからない仕組みになっています。

(相談支援事業所への相談に利用者負担はありません)

| 所得区分 | 対象となる人 | | 負担上限月額 |
|------|--------------------------|---------------|---------|
| 生活保護 | 生活保護世帯の人 | | 0円 |
| 低所得 | 市民税非課税世帯の人 | | 0円 |
| 一般1 | 市民税課税世帯 (所得割28万円未満)の人 | 通所施設・ホームヘルプなど | 4,600円 |
| | | 入所施設利用(20歳未満) | 9,300円 |
| 一般2 | 上記以外の人 | | 37,200円 |

4. 障害児支援利用計画が作成できる相談支援事業所

| 名称 | 住所 | 電話番号 | 受付時間 ※祝日はお休みです |
|------------------------------|-------------------------------------|------------------------------|------------------------|
| 田浦障害者相談サポートセンター | 〒237-0075 田浦町2-80-1 | TEL 861-9792 FAX 861-9767 | 10:00~18:00 (月~土) |
| 久里浜障害者支援センター ゆんるり | 〒239-0831 久里浜4-2-4 別荘ビル 久里浜1F | TEL 838-4616 FAX 838-4617 | 9:30~17:30 (月~金・日) |
| よこすか障害者地域活動支援センター アメグスト | 〒238-0014 三春町3-44 ボウンステージ1F | TEL 845-6902 FAX 845-6903 | 10:00~17:30 (月~土) |
| 衣笠障害者相談サポートセンター 相談室「あすなろ」 | 〒238-0022 公郷町2-7-19 | TEL 853-3415 FAX 854-8511 | 9:00~17:00 (月~土) |
| 海風会地域支援センター 相談支援事業所 | 〒239-0802 馬堀町2-17-33 | TEL 835-1362 FAX 833-1559 | 9:00~17:00 (月~金) |
| 相談支援事業所なないろ | 〒239-0808 大津町2-19-7 | TEL 837-5583 FAX 837-5568 | 9:30~17:30 (月~金) |
| 横須賀市療育相談センター | 〒238-8530 小川町16 はぐくみかん4F | TEL 822-6741 FAX 823-1798 | 8:30~17:00 (月~金) |
| 三浦しらとり相談支援事業所 | 〒239-0842 長沢4-13-1 | TEL 848-5610 FAX 848-5258 | 9:00~17:00 (月~金) |
| NPO法人ふれんど | 〒239-0844 岩戸3-27-7 | TEL 847-3344 FAX 847-3349 | 10:00~17:00 (月・水・金) |

*平成27年5月現在の一覧です。詳細は各事業所にご確認ください。

5. 市内の児童通所支援事業所

○福祉型児童発達支援センター・医療型児童発達支援センター（未就学児対象）

| 施設名 | 住所 | 電話番号 | 対象 |
|--------------------|---------------|--------------|---------|
| 横須賀市療育相談センター ひまわり園 | 小川町16 はぐくみかん内 | 046-822-6741 | 3歳～就学まで |

○児童発達支援事業所（未就学児対象）

| 施設名 | 住所 | 電話番号 | 対象 |
|-------------------|---------------------|--------------|---------|
| こどもひろば風 | 馬場町2-17-33 | 046-835-1362 | 未就学児 |
| ピュア児童デイサービス | 小川町13-3 湘南松田ビル4階 | 046-820-2885 | |
| 横須賀・林 C-Base | 林2-1-31 K2ビル201 | 0467-23-2156 | |
| きっずかしこ | 長沢1-3-15 | 046-884-8224 | 2歳～就学まで |
| プレップ発達サポートセンター平成町 | 安浦町2-11湘南信用金庫2階 | 046-827-3133 | 3歳～就学まで |
| JOY | 久里浜7-12-5 | 046-834-2420 | |

○放課後等デイサービス事業所（就学児対象）

| 施設名 | 住所 | 電話番号 | 対象 |
|--------------------|------------------------|--------------|-----------------|
| 放課後等デイサービス きりんグループ | 田浦町2-80-1 | 046-861-9775 | 小学生 |
| きっずかしこ | 長沢1-3-15 | 046-884-8224 | |
| プレップサポートセンター久里浜 | ハイランド4-5-5平塚ビル2階 | 046-874-7787 | |
| JOY | 久里浜7-12-5 | 046-834-2420 | 小学1～3年生 |
| プレップサポートセンター浦賀 | 東浦賀1-1-1 渡辺ワズビル4階 | 046-841-8551 | 小学1年生～ 中学3年生 |
| プレップ学習サポートセンター平成町 | 安浦町2-11湘南信用金庫2階 | 046-827-3133 | |
| 風キッズ | 馬場町2-17-33 | 046-835-1362 | 小学1年生～ 高校3年生 |
| 風キッズ コッコロ | 馬場町3-1-30 | 046-835-1362 | |
| 放課後児童デイ きゃろっと | 公郷町4-7-6 | 046-803-5561 | |
| かもSUNランド | 長沢1-33-8 ルビエヌ長沢A105 | 046-839-3622 | |
| 希望のひかり | 武1-2074-2 | 046-857-1367 | |
| 放課後児童デイ しえる | 佐島2-3-21昭英ビル1階 | 046-874-7209 | |
| ピュア児童デイサービス | 小川町13-3 湘南松田ビル3階・4階 | 046-820-2885 | |
| 横須賀・林 C-Base | 林2-1-31 K2ビル201 | 0467-23-2156 | |
| 放課後等デイサービス あっぶっぶ | 久里浜4-19-3加藤ビル1階 | 046-884-9030 | |

*平成27年1月現在の一覧です。詳細は各事業所にご確認ください。

サービスや障害児支援利用計画についてのご相談・お問い合わせは
横須賀市役所 福祉部 障害福祉課
 (TEL) 046-822-8249 (FAX) 046-825-6040



横須賀市・横須賀市障害とくらしの支援協議会

4. サポートブック

1

記入日

（おなまえ） のサポートマップ

生年月日 年 月 日（ 歳）

かかりつけ医

こども医療センター
小児科 ○○医師 045-000-0000

その他医療機関

○○こどもクリニック
△△医師 046-000-0000

お友達など

（良く遊ぶお友達など）

にこにこクラスの
○○ちゃん

わたしの願い

日中の生活基点

（例 幼稚園・保育園
や学校）

○○小学校
1-2組 □□先生
△△△-△△△△

相談支援事業所

○○相談室
担当 □□さん
○○○-○○○



家族の願い

キーパーソン

*健康福祉センター
担当者や連絡先

行政機関（例）

*児童相談所
担当者や連絡先

*障害福祉課
担当者や連絡先

<おうち訪問系>

サービス内容、担当、連絡先など

福祉サービス

<ガイドヘルプ系>

*移動支援
○○事業所

<施設利用系>

*放課後等デイサービス
○○事業所

2

記入日

◇ 週 間 予 定 表 ◇

普段の生活の、一日の大まかなスケジュールを書いておきましょう。
 (日中や夕方過ごし方。食事や睡眠の時間など)

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|
| *午前 | | | | | | | |
| *午後 | | | | | | | |
| *夜間 | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | |

◇わたしのこと◇

わたしの願い・夢

※写真を貼って
下さい

年齢 歳 身長 cm 体重 kg

所属 学校名 電話
担任

*性格・特技

*好きなこと・苦手なこと <あそび> <食べ物> <独特なこだわり>

すき

にがて

*困ったとき・不機嫌なとき (例) 子どもからのサイン・こう接してほしいな…

*おうちでの過ごし方

平日

休日

*家族の願い・想い・大事にしていること

<支援者へ向けて伝えたいこと>

<本人へ向けて伝えたいこと>

4

記入日

わたしと家族のこと

●わたし

| | | | | |
|----|------|-----|------|--------------------|
| 氏名 | ふりがな | 男・女 | 生年月日 | 平成 年 月 日生 (西暦) |
|----|------|-----|------|--------------------|

●住所・連絡先

| | | |
|----|--|-------|
| 住所 | 〒 - 町 丁目 番 号 電話 (自宅) 携帯 (母) 携帯 () | 転居年月日 |
| | 〒 - 町 丁目 番 号 電話 (自宅) 携帯 (母) 携帯 () | 転居年月日 |
| | 〒 - 町 丁目 番 号 電話 (自宅) 携帯 (母) 携帯 () | 転居年月日 |
| 備考 | | |

●家族構成 (同居家族および支援に関わる別居家族等。多数の場合は、関係の深い順に記載)

| 続柄 | 氏名 | 性別 | 生年月日 | 居住 | 住所・連絡先 |
|----|------|----|--------------------|--------|--------|
| | ふりがな | | S 年 月 日 H (西暦) | 同 別 | |
| | ふりがな | | S 年 月 日 H (西暦) | 同 別 | |
| | ふりがな | | S 年 月 日 H (西暦) | 同 別 | |
| | ふりがな | | S 年 月 日 H (西暦) | 同 別 | |
| | ふりがな | | S 年 月 日 H (西暦) | 同 別 | |

●緊急連絡先

| 続柄 | 氏名 | 住所・連絡先 |
|----|----|--------|
| | | |
| | | |
| | | |

●成年後見人等・成年後見監督人

| 分類 | 氏名 | 住所・連絡先 |
|----|----|--------|
| | | |
| | | |

※分類には法定後見 (後見・保佐・補助)、任意後見、監督があります。

5

●生育・発達・健診の記録

| | | | | | |
|--------------------|---------------|---|-------------------|-------------------|--|
| 出生時の状況 | 出生順位 | 第 子 (父 歳 母 歳) | 在胎週数 | 週 日 | |
| | 出生体重 | g | 身 長 | cm | |
| | 胸 囲 | cm | 頭 囲 | cm | |
| | 出産病院名 | 病院・診療所・助産院・自宅 | | | |
| 健康状態 母子の | 妊娠中・産後の経過 | 特記事項 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (つわり・性器出血・妊娠高血圧症候群・感染症・X線照射・薬剤など) | | | |
| | 産まれた時の状況 | 頭位・骨盤位 | 吸引分娩・帝王切開・その他 () | | |
| 発達 の状況 | 栄養 (母乳・混合・人口) | 首すわり (月) | 寝返り (月) | おすわり (月) | |
| | | はいはい (月) | つたい歩き (月) | ひとり歩き (月) | |
| | | 人見知り (月) | 始語 (月) | 2語文 (月) 3語文 (月) | |
| 子 の 状 況 | 健診・相談等 状況 | 健診等の種類 | 受診年月日 | 結 果 | |
| | | 1か月児健診 | 年 月 日 | | |
| | | 3-4か月児健診 | 年 月 日 | | |
| | | 10か月児健診 | 年 月 日 | | |
| | | 1歳6か月児健診 | 年 月 日 | | |
| | | 2歳半歯科健診 | 年 月 日 | | |
| | | 3歳6か月児健診 | 年 月 日 | | |
| | 予防接種 状況 | インフルエンザ菌b型 (Hib) (1回・2回・3回・追加) | | | |
| | | 小児用肺炎球菌 (1回・2回・3回・追加) | | | |
| | | 四種混合 (1回・2回・3回・追加) | | ジフテリア・破傷風 (2期) | |
| | | 三種混合 (1回・2回・3回・追加) | | ポリオ (1回・2回・3回・追加) | |
| | | BCG | | | |
| | | 麻疹・風疹 (1期・2期) | | 水痘 (1回・2回) | |
| 日本脳炎 (1回・2回・追加・2期) | | | | | |
| その他 | | | | | |
| その他 | 自由記載欄 | | | | |

⑥

●成長のあゆみ

| | | | | |
|---|-------------------|-----|----------------|----------------|
| 乳 幼 児 期 | 通園先（幼稚園・保育園・通園施設） | 期 間 | 備 考 | |
| | | ～ | | |
| | | ～ | | |
| | | ～ | | |
| エピソードやコメント欄 ～ 保護者や先生が自由に記入 ～ <small>*子どもの成長を感じるものなど、後で読み返してうれしくなるもの *発達の違いやつまづきなども含めて記録しておく、後々療育手帳の再判定や障害年金申請の時に役立つ</small> | | | | |
| 学 齢 期 | 小学校 | 期 間 | クラス (普通・特別) | 備 考 |
| | | ～ | | |
| | | ～ | | |
| | エピソードやコメント欄 | | | |
| | 中学校 | 期 間 | クラス (普通・特別) | 備 考 |
| | | ～ | | |
| | | ～ | | |
| | エピソードやコメント欄 | | | |
| | 高校・大学等 | 期 間 | クラス (普通・特別) | 備 考 |
| | | ～ | | |
| | ～ | | | |
| | ～ | | | |
| | ～ | | | |
| エピソードやコメント欄 ～ 高等部での実習先も含めて記入可 ～ | | | | |
| 学 齢 期 以 後 | 会社・施設名 | 期 間 | 職 種 | その他（仕事内容・給料など） |
| | | ～ | | |
| | | ～ | | |
| | | ～ | | |
| エピソードやコメント欄 | | | | |
| その他 | | | | |

7

●相談・判定歴 *「ポイント」となるもの

例 「気になる」「指摘」保健福祉センター ⇒ Dr・療相・児相 ⇒ 手帳取得 ⇒ 就学相談 ⇒ ○○○

| いつ? 期間 | どこで? 相談・判定機関 | どんな? 相談内容 | フォロー内容・判定結果 | 備考 |
|--------------|-----------------|------------------|---------------------|----|
| 例 3歳児検診 | 南健康福祉センター | ことばの遅れ | 経過観察 療育相談センターの紹介 | |
| 例 4才~ | 療育相談センター | 育ちがゆっくり、お友達と遊べない | 発達障害 ひまわり園の紹介 | |
| 例 H26.10(5才) | 児童相談所 | 療育手帳の新規申請 | A2 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

●手帳・手当・年金の状況

| 手帳 | 種類 | 種別等級 | 内容 | 交付日 | 備考 |
|----|-------------|-----------------|--------------------|-----|----|
| | 身体障害者手帳 | 例 1種2級 | 肢体不自由2級 両下肢機能全廃 | | |
| | 療育手帳 | 例 1種A2 | | | |
| | 精神保健福祉手帳 | | | | |
| | 自立支援医療 | | | | |
| 手当 | 種類 | 有/なし | 備考(開始時期・程度・金額など) | | |
| | 特別児童扶養手当 | | | | |
| | 児童扶養手当 | | | | |
| | 障害児福祉手当 | | | | |
| | 県在宅重度障害者等手当 | | | | |
| | 市重度障害者等福祉手当 | | | | |
| | その他 | | | | |
| 年金 | 種類 | 有(1級・2級) /なし | 備考 | | |
| | 障害基礎年金 | | | | |
| | その他 | | | | |

●福祉サービス利用歴

| いつ？ | なにを？ | | | |
|-------|------------|-------------------------|--------------------------------|------------|
| 期間 | サービス名・場所 | 目的 | 備考 | |
| 未就学期 | 例 年中から(4歳) | 児童発達支援 (ひまわり園) | 小集団での療育を受ける 身の回りのことをできるように | 週3回 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 学齢期 | 例 小学校3年生 | 放課後デイサービス (風キッズ) | 学童等ではなく、療育の場で放課後を過ごすことが適切なため利用 | 児童相談所からの勧め |
| | | 移動支援 (海風会ヘルパーセンター) | 学校から放課後デイまでの安全な移動 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 学齢期以後 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

●日常生活のちからの記録

| 項目 | | 一人でできる | 支援必要 | 自由記述欄 (いつ頃できるようになったかな？今、どこまでできるかな？ おうちや学校などで、どんな支援・工夫があればできるかな？ 等) | | |
|-----------|-----------------|--------------------------|--------------------------|--|---|--|
| 身の回りのこと | 飲食 | 食べる | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 例スプーン・フォークを使って食べられる。お箸は練習中。 | |
| | | 飲む | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 例用意をして、声をかけると自分から飲む。ストロー。 | |
| | 着替え | 簡単な着脱 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 例かぶり物、ゴムのズボンは○。後ろ前はたまに間違える。 | |
| | | 衣服を選ぶ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 例お気に入りの服をいつも選ぶ。気候に合った服は選べない。 | |
| | 排泄 | トイレでする(小) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 例時々、尿意を教える。時間毎にトイレに連れて行ってできる。 | |
| | | トイレでする(大) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 例オムツ。した後に、教える。 | |
| | 洗面 整髪 お風呂 | 手を洗う | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 例指先だけ濡らして終わり。学校⇒工程を写真カードで練習。 | |
| | | 顔を洗う | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 例母がタオルで顔を拭いている。 | |
| | | 体を洗う | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 例お風呂が好き。手の届く範囲は、声かけで洗える。 | |
| | | 髪を洗う | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 例水やシャンプーが目に入るのを怖がる。大人が洗う。 | |
| | | 歯磨きをする | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 例一人で磨くが、表面ばかり。仕上げ磨きが必要。 | |
| | 睡眠 | ぐっすり眠る | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 例一度入眠すれば、朝までぐっすり眠れる。 | |
| | | リズムが整っている | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 例平日は、7時半に起きて、21時に寝る。 | |
| | 生理 | 始末ができる | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 開始日 例小学校6年生の秋。月経リズムはまだ整っていない。 | |
| | 移動 | 外出 | 慣れた場所 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 例学校までは、一人で行ける。 大人と一緒に(見守り/手をつなぐ/声かけ等誘導/その他) |
| | | | 初めての場所 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 例何度か大人と一緒に行って練習すると、道を覚えられる。 |
| 公共交通機関の利用 | | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 例最寄りの駅から決まった電車・バスに乗って、一人で学校へ行く。 | |
| 危険認識・安全理解 | | 歩道・車道の理解 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 例車が通る道は危ないと分かっていると思うが、歩いているうちに車道に寄っていつてしまう。 | |
| | 信号や標識の理解 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 例赤信号⇒渡れない× 青信号⇒渡れる○ わかっているが、信号無視をする人につられてしまう。 | | |

| 項目 | | 一人でできる | 支援必要 | 自由記述欄 (いつ頃できるようになったかな？今、どこまでできるかな？ おうちや学校などで、どんな支援・工夫があればできるかな？ 等) | |
|-----------|------------|---|------|--|--|
| コミュニケーション | こどもからの意思伝達 | 伝える手段 | * | * | ことば（文 / <u>単語</u> ） 声を出す <u>指さす</u> 大人の腕をひっぱる <u>場所まで連れて行く・物を見せる</u> カードなどを使う その他 |
| | | 要求を伝える やりたいこと やってほしいこと | □ | □ | 例3歳頃から、単語「ママ、パパ、ワンワン」など単語が出てきた。アニメを見たい時は、テレビを指して繰り返し要求する。 |
| | | 自分の気持ちを伝える (嬉しいこと・嫌なこと) | □ | □ | 例気持ちを伝えるのは苦手。悲しい出来事があり、涙を流していてもそれを説明することができない。嬉しい時はよく笑う。 |
| | | からだの不調を伝える (ケガや調子が悪い時) | □ | □ | 例自分からの訴えはない。元気がなくなる、食欲がなくなる。 |
| | 大人からの指示理解 | 伝える手段 | * | * | ことば（文 / <u>単語</u> ） 文字で書いて示す 指さす ジェスチュアやサイン <u>場所まで連れて行く・物を見せる</u> カードなどを使う その他 |
| | | ☆してほしいこと・ してはいけないこと の伝え方 ☆ほめる時・叱る時 の伝え方 | * | * | 【工夫していること】 例具体的に指示する。 × 人の迷惑になるからダメ！ ⇒ 音が大きいと頭が痛くなる人もいるから、病院では音は出さないようにしてね！ |
| | | 注意の向け方 | * | * | 【工夫していること】 例行動が止まっている時、テレビに夢中になっている時など × ○○子、○○子！！大声で名前を呼び続ける ⇒ 倒まで行って、気づかせる。肩をトントンする等。 |
| 概念理解 | 文字 | 自分の名前を書く | □ | □ | 例小学校5年生の時から、自分の名前は漢字で書ける。 |
| | | 簡単な読み書き | □ | □ | 例ひらがなは可。カタカナは△。 |
| | 時間 | 日課の理解 | □ | □ | 例学校/休みの日があることや一日の生活パターンがわかる。 |
| | | 時計の理解 | □ | □ | 例デジタル時計が読める。 |
| | | 見通しを持った行動 | □ | □ | 例出掛ける時間や帰宅時間など、大体予定して行動できる。 |
| | 数 | 「一つ」がわかる | □ | □ | 例十まで理解している。 |
| 簡単な計算ができる | | □ | □ | 例小学校の支援級で九九を練習中。 | |

| 項目 | | 一人で できる | 支援 必要 | 自由記述欄 (いつ頃できるようになったかな？今、どこまでできるかな？ おうちや学校などで、どんな支援・工夫があればできるかな？ 等) | |
|--------------------|---|----------------------------|--------------------------|--|--------------------------------|
| 生活 | お手伝い 片づけ | 家事の手伝い | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 例自分の食器を下げることは、習慣になっている。 |
| | | 片づけ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 例放課後デイでは、職員の声かけでおもちゃを片付けられる。 |
| | 買い物 | 買い物に行く | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 例近所の100円均一に、高等部の帰りに一人で寄るのが日課。 |
| | | ほしい物を えらぶ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 例一からの選択は難しいが、3個ぐらい選択肢を示せば選べる。 |
| | | お金の支払い をする | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 例細かい計算はできないが、1000円未満の少額のものなら可。 |
| | 集団生活 社会生活 | 幼稚園や学校 などで、着席して いられる | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 例調子がいい時は、交流級で授業の間、座っていられる。 |
| | | 活動や授業への 参加 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 例通常級の集団の中では、個別対応必要。支援級では主体的。 |
| | | 集中して 取り組む | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 例好きなことには没頭するが、苦手なことは5分が限度。 |
| | | あいさつが できる | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 例言葉は出ないが、先生の手タッチ（挨拶）できる。 |
| | | 順番・ルールを 守れる | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 例ブランコの交代がなかなかできない。一人占めしてしまう。 |
| お当番の仕事が できる | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 例日直の時は張り切って、学校に行く。 | |
| 友達のおもちゃ あそびに入れる | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 例自分からは声を掛けられない。大人の手助けが必要。 | |
| 特記事項 | <p>例 身体障害 栄養 / 姿勢保持 / 可動域 / 使用装具 知的障害 こだわり / 接し方 配慮事項</p> | | | | |

5. 横須賀障害者福祉計画（第4期横須賀市障害福祉計画を含む）策定にあたっての協議会の意見について

平成26年（2014年）8月14日

横須賀市長 吉田 雄 人 様

横須賀市 障害とくらしの支援協議会
会長 海 原 泰 江

横須賀障害者福祉計画（第4期横須賀市障害福祉計画を含む）策定
にあたっての協議会の意見について

日頃から、本協議会の運営についてご協力いただき、厚く御礼申し上げます
さて、本協議会では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第3項の規定に基づき、「市町村障害福祉計画策定にあたっての協議会の意見（以下「意見」）」をまとめましたので、提出いたします。
なお、本協議会では、前意見を含む「平成25年度 横須賀市 障害とくらしの支援協議会活動報告（まとめと施策への意見）」もまとめており、意見に至る検討の経過等の参考となりますので、併せて提出いたします。
標記意見等が、横須賀障害者福祉計画（第4期横須賀市障害福祉計画を含む）の策定にあたっての一助となれば幸いです。

[事務担当は、福祉部 障害福祉課 障害サービス事業推進係]

【1. 相談支援の充実】

① 基幹相談支援センターの設置

- * 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、「総合的・専門的な相談支援の実施」「地域の相談支援体制の強化の取り組み（専門的な指導・助言、研修会の企画・運営、事例検討会の開催など）」「地域移行・地域定着の促進の取り組み（地域移行に向けた普及啓発など）」「権利擁護・虐待の防止（成年後見制度の利用促進、虐待防止の普及啓発など）」などの業務を行う基幹相談支援センターを、平成29年度までに設置することが望ましい。
- * 基幹相談支援センターの役割・機能・運営方法を検討する際には、「障害者相談サポートセンター」「指定特定相談支援事業所等」の相談支援機関との役割分担を行い、利用者に対する適切な相談支援体制を構築する必要がある。
- * 基幹相談支援センターの設置にあたっては、市が責任を持って、その運営のための必要な予算措置を講じる必要がある。

② 市の保健師等による生涯一貫したコーディネートの実施

- * 障害児者に対する支援を年齢で区切るのではなく、また家族も含めて一体的に支援していくためには、児童・障害・高齢といった制度の枠組みにとらわれることなく、生涯一貫して見守ることのできる支援機関が必要となる。
- * 市の保健師は、出生時から関わるができるため、そのつながりを細く長く一生涯にわたって継続していくことができる支援体制を構築することで、児童相談所・障害福祉課・高齢福祉課といった市の関係機関による各制度の枠組みによる支援が必要となった場合の「良きつなぎ役（コーディネーター）」となることが大いに期待される。

③ サービス等利用計画の作成意義を理解してもらうための研修会等の実施

- * 相談支援事業所の役割と併せて、サービス等利用計画の作成意義を当事者家族、サービス提供事業者等に理解してもらうため、市が研修会や説明会を開催するなどの取り組みが必要である。

④ 相談支援事業所に対するサービス等利用計画作成のための人件費等の助成

- * 障害福祉サービスの利用者全員にサービス等利用計画を作成できるようにするため、一定の条件（必要な人員配置など）を満たす相談支援事業者に対し、人件費等の助成を行う。

【2. 地域生活支援の充実】

(1) 短期入所の充実

① 単独型短期入所施設の増設

- * 障害者支援施設（入所施設）は、国の方針により、新たに設置される可能性が極めて低いため、障害者支援施設に併設される併設型短期入所の増加は見込めない。
- * 生活介護等の通所施設が、新たに単独型短期入所を設置できるよう、市による整備費の補助などの支援が必要である。

② 単独型短期入所に対する報酬の加算

- * 国の報酬では、併設型より単独型の報酬が高くなっているが、単独型は通所施設に設置されることが多いため、夜間の職員の支援体制により多くの人件費を必要としている。
- * 夜間の支援体制を充実させ、利用者への安全を確保するためには、国の報酬とは別に、市の報酬の加算を行うことが望ましい。

③ 処遇困難者に対する短期入所の報酬の加算

- * 処遇困難者に対しては、市内・市外の短期入所施設に関わらず、受け入れを断られることがあり、受け入れ先を探すことが非常に困難な状況であるため、国の報酬とは別に、市の報酬の加算を行うことが望ましい。

④ 緊急時の短期入所ベッドの確保

- * 現在、主に知的障害者を対象とした緊急時の短期入所ベッドは1床確保されているのみである。主に身体障害者を対象とした緊急時の短期入所ベッドの確保が必要である。

⑤ 障害福祉計画の数値目標の項目に市内の短期入所ベッド数を記載

- * 市内の短期入所ベッドの数を、障害者（併設型・単独型・空床型・緊急用）、障害児（併設型・単独型・空床型・緊急用）ごとに数値目標として記載する。
- * 併せて、短期入所ベッド数の増加のために必要となる各年度の整備費補助の件数を数値目標として記載する。
- * 数値目標の作成にあたっては、必要なニーズ調査を行い、適切な数値を記載する。

(2) グループホームの充実

① グループホームの設置箇所数の大幅な増加

- * 施設入所や病院等から地域への移行の促進、親なきあとの生活を踏まえた自立した生活を支援していくためには、生活の場としてのグループホームの数が大幅に増加することが必要である。
- * 現在の市のグループホーム整備費補助（1か所 100万円）を引き続き継続するとともに、重度の障害者を受け入れることができる設備を有するグループホームを設置するため、国庫補助（1か所 約2,000万円）を活用することにより、計画的に整備していくことが必要である。

② グループホームの運営費に対する市の報酬加算の大幅な増額

- * グループホームの運営費に対して、現在、市が報酬の加算を行っているが、運営状況が厳しく、新たなグループホームの設置や職員の確保が行えない状況があるため、市による更なる報酬の上乗せが必要である。

③ 障害福祉計画の数値目標の項目に市内のグループホームの数を記載

- * 市内のグループホームの設置箇所数の総数、各年度の設置箇所数、各年度の国庫補助による整備箇所数を数値目標として記載する。
- * 数値目標の作成にあたっては、必要なニーズ調査を行い、適切な数値を記載する。

【3. こども支援の充実】

① 「はぐくみかん」の課題や機能を確認する検討会の設置

- * 子ども関連の各種手続き・相談部門を集約して良くなったところの評価や当事者（親子）や支援者（現場）の困り感を課題として整理する場が必要である。
- * 「はぐくみかん」が出来て6年が経過しているため、各担当部署の機能や役割が明確になってきた部分について、障害児やその保護者に対する支援をどのようにつないでいくか、といった連携づくりに向けて、「はぐくみかん」の機能や役割をバージョンアップしていくことが必要である。

② 教育と福祉の連携の強化

- * 支援シート（教育関係）と障害児者の支援に係る基本情報（福祉サービス関係）の共通項目の設定の検討、障害児の放課後等や長期休暇中の居場所づくり、通学時の送迎のための移動支援サービスの利用など、障害児に係る様々な課題を解決するためには、教育と福祉の連携の強化が必要である。
- * 学校の教育現場などで、子どもの成長過程に沿って、これからの進路や大人になってからの生活をイメージできるような取り組みを、より一層行っていくことが必要である。

【4. 就労支援の充実】

① よこすか就労援助センターを中心とした職場定着支援事業の実施

- * 生活面のつまずきから離職につながってしまうケースが多いため、生活面を含めた職場定着支援を強化することを目的として、「よこすか就労援助センター」に職場定着支援員を配置し、市内の障害福祉施設等（主に就労系サービス）の職員や職場経験の豊富な市民（ボランティア）を対象にして、職場定着支援のネットワークの構築や助言・指導等、スキルアップのための研修などを行う必要がある。
- * 市の実施計画（4か年）の中で、平成26年度から段階的に職場定着支援事業を実施することとなっているが、障害福祉計画にも職場定着支援事業の実施を記載する必要がある。

② 就労に結びつける場と就労の機会を提供する場の誘致

- * 市内には障害者が働くことのできる場が少ないため、特例子会社・就労継続支援A型事業所・障害者雇用を行う販売店舗など（就労の機会を提供する場）を積極的に誘致することにより、就労の機会をより多く提供することが必要である。
- * また、市内に就労移行支援事業所（就労に結びつける場）を誘致することにより、就労に結びつく人を増やすことも必要である。
- * 特例子会社については、すでに事業所設立を支援するための助成金制度（特例子会社設立支援事業助成金 540万円）を実施しているが、就労移行支援事業所や就労継続支援A型事業所を誘致するため、新たな設立支援助成金（整備費や家賃助成など）の創設などを検討する必要がある。

③ 養護学校卒業生を対象にした就労・生活相談支援センターの設置の検討

- * 養護学校の卒業生については、養護学校の先生が概ね3年間、職場定着のための支援を行っているが、卒業生の方から気軽に相談できる場所がない。
- * 自宅から就労している卒業生は、障害福祉サービスを利用していない場合、サービス等利用計画の対象者とはならないため、本人の生活全般の相談を受けてもらえる機会があまりない。
- * 就労や生活に関する相談は、よこすか就労援助センターでも受けることができるが、支援の対象者の数も多いため、きめ細やかに対応することは難しい。
- * 今後、増え続ける養護学校の卒業生に対して、よこすか就労援助センターの職場定着支援事業とは別に、卒業後の数年間、きめ細やかに支援できる支援機関の設置の検討が必要である。

【5. 権利擁護の充実】

① 社会福祉協議会における障害児者に対する権利擁護の充実

- * 親なきあとの支援という視点に立って、社会福祉協議会が障害児者に対して、成年後見制度の法人後見や日常生活の金銭管理（あんしんセンターの金銭管理の範囲の拡大など）を行うことができないか検討する必要がある。

② 成年後見制度の法人後見の推進

- * 障害者の成年後見は長期間にわたるため、法人後見を積極的に推進していく必要がある。
- * 社会福祉協議会をはじめとして、市内の社会福祉法人等に法人後見の実施について、積極的に働きかけていく必要がある。

6. 協議会の設置要綱

○ 横須賀市障害とくらしの支援協議会設置要綱

平成20年8月1日

(総則)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3第1項の規定に基づき、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うため、横須賀市障害とくらしの支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、全体会、実務者運営会議、つながり創り連絡会、個別支援調整会議及び課題別会議によって組織する。

2 全体会は、実務者運営会議、つながり創り連絡会、個別支援調整会議及び課題別会議において協議された事項について、各関係者で情報を共有し、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害児者等に対する支援及び関係機関の連携に関するシステム全体に関すること。
- (2) 協議会の年間活動方針に関すること。
- (3) 協議会の組織に関すること。
- (4) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項

3 実務者運営会議は、協議会が円滑に機能するための環境整備のため、次の各号に掲げる事項について協議し、その結果を全体会に報告する。

- (1) 障害児者等の支援に係る情報交換に関すること。
- (2) 協議会の運営スケジュール等の調整に関すること。
- (3) 課題別会議で協議すべき課題の設定に関すること。

4 つながり創り連絡会は、くらしを支える連絡会とネットワーク連絡会で構成し、くらしを支える連絡会においてはサービス基盤の状況把握、サービス提供の今後の在り方等について協議し、ネットワーク連絡会においては、サービス提供事業所と相談支援事業所における相互連携等について協議し、それらの結果をそれぞれ実務者運営会議に報告する。

5 個別支援調整会議は、具体的な困難事例について協議し、その結果を実務者運営会議に報告する。

6 課題別会議は、つながり創り連絡会及び個別支援調整会議から報告された課題のうち特に協議すべきものと実務者運営会議で定めたものについて協議し、その結果を実務者運営会議に報告する。

(全体会)

第3条 全体会は、委員25人以内をもって組織する。

2 全体会の委員は、別表第1に掲げる課、別表第2に掲げる関係機関、相談支援事業者及び障害福祉サービス事業者に所属する者のうち、それぞれの長が推薦するもの並びに障害者及びその家族の代表者をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 全体会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

第5条 全体会は、会長が招集する。

2 全体会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(実務者運営会議)

第6条 実務者運営会議の委員は、別表第2に掲げる関係機関、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者その他障害福祉に関する関係機関に所属する者のうちから会長が指名するものをもって組織する。

第7条 実務者運営会議に委員長を置き、実務者運営会議の委員が互選する。

2 第3条第3項、第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、実務者運営会議の委員の任期、委員長の職務及び実務者運営会議の会議について準用する。

(つながり創り連絡会)

第8条 暮らしを支える連絡会及びネットワーク連絡会の委員は、別表第1に掲げる課、別表第2に掲げる関係機関、相談支援事業者及び障害福祉サービス事業者に所属する者のうち、それぞれの長が推薦するもの並びに障害者及びその家族の代表者をもって組織する。

第9条 暮らしを支える連絡会及びネットワーク連絡会にそれぞれ会長を置き、暮らしを支える連絡会又はネットワーク連絡会の委員がそれぞれ互選する。

2 第3条第3項、第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、暮らしを支える連絡会及びネットワーク連絡会の委員の任期、会長の職務及び暮らしを支える連絡会及びネットワーク連絡会の会議について準用する。

(個別支援調整会議)

第10条 個別支援調整会議の委員は、相談支援事業者及び福祉部障害福祉課に所属する者のうち、それぞれの長が推薦するものをもって組織する。

第11条 個別支援調整会議にコーディネーターを置き、個別支援調整会議の委員が互選する。

2 第3条第3項、第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、個別支援調整会議の委員の任期、コーディネーターの職務及び個別支援調整会議の会議について準用する。

(課題別会議)

第12条 課題別会議の委員は、別表第1に掲げる課、別表第2に掲げる関係機関、相談支援事業者及び障害福祉サービス事業者に所属する者のうち、それぞれの長が推薦するもの並びに障害者及びその家族の代表者をもって組織する。

第13条 課題別会議に委員長を置き、課題別会議の委員が互選する。

2 第3条第3項、第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、課題別会議の委員の任期、委員長の職務及び課題別会議の会議について準用する。

(秘密等の保持)

第14条 全体会、実務者運営会議、つながり創り連絡会、個別支援調整会議及び課題別会議の委員並びにこれらの会議に出席した者等協議会の関係者は、障害児者等の個人情報の保護に十分留意し、正当な理由なくその職務に関して知ることのできた情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第15条 横須賀市障害とくらしの支援協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において行う。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、横須賀市障害とくらしの支援協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、全体会の同意を得て会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

(経過規程)

- 2 第3条第3項の規定(第7条第3項及び第9条第3項の規定により準用される場合を含む。)にかかわらず、この要綱の施行後初めて任命された委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1(第3条第2項、第6条、第8条関係)

- 1 福祉部障害福祉課
- 2 健康部保健所健康づくり課
- 3 こども育成部こども青少年支援課
- 4 教育委員会事務局学校教育部支援教育課

別表第2(第3条第2項、第6条、第8条、第12条関係)

- 1 横須賀・三浦障害保健福祉圏域自立支援協議会
- 2 横須賀市障害関係施設協議会
- 3 横須賀・三浦作業所連絡会
- 4 横須賀市精神障害者地域生活支援連合会
- 5 横須賀グループホーム連絡会
- 6 障害者施策検討連絡会
- 7 よこすか障害者就業・生活支援センター
- 8 横須賀商工会議所
- 9 横須賀市社会福祉協議会
- 10 横須賀市民生委員児童委員協議会
- 11 横須賀市障害福祉相談員連絡会
- 12 横須賀市療育相談センター
- 13 神奈川県立武山養護学校
- 14 神奈川県鎌倉保健福祉事務所
- 15 横須賀市児童相談所

7. 協議会の傍聴に関する要領

○ 横須賀市障害とくらしの支援協議会の会議の傍聴に関する実施要領

(総則)

第1条 この要領は、横須賀市障害とくらしの支援協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 協議会は、個別支援調整会議を除き、原則として公開とする。

- 2 協議会の公開の対象となる会議（以下「会議」という。）は、全体会、実務者運営会議、つながり創り連絡会及び課題別会議とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、会議の検討内容等で個人情報を取り扱う場合その他公開しないことに合理的な理由がある場合には、会議の長の判断により、これを非公開とすることができる。

(傍聴人の定員)

第3条 会議の傍聴者の定員は、原則として5人とする。

- 2 傍聴の申し込みの受付は、会議の開催の当日、所定の場所において開会の30分前から行い、15分前に締め切るものとする。
- 3 傍聴を希望する者が第1項の定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定する。

(傍聴章)

第4条 抽選により選出された傍聴者は、傍聴章（別記様式）の交付を受け、これを常時見えるところに着用しなければならない。

- 2 抽選により選出された傍聴者は、傍聴を終え退場するときは、前項の傍聴章を返却するものとする。

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議の委員等の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会議の長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 会議の長が認めた場合以外の飲食はしないこと。
- (6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。
- (7) コンピュータは会議の妨げとならないよう使用すること。
- (8) むやみに席を離れないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

(違反者に対する措置)

第6条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、会議の長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式（第4条第1項関係）

| |
|------------------------|
| No 横須賀市障害とくらしの支援協議会 |
| 傍 聴 章 |
| (お帰りの際は事務局へお返してください。) |

横須賀市 障害とくらしの支援協議会 事務局

(横須賀市福祉部障害福祉課)

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

TEL. 046-822-8249 FAX. 046-825-6040

e-mail : hp-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp

URL : <http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp>

